

子ども・子育て会議基準検討部会（第15回）  
議事次第

日 時 平成26年 2月24日（月） 9:30～12:30

場 所 中央合同庁舎第4号館12階第1208会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 公定価格・利用者負担について
- (2) その他

3. 閉 会

[配付資料]

- 資料1 子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について
- 資料2 公定価格・利用者負担の主な論点について
- 参考資料 委員提出資料

○無藤部会長 それでは、定刻になりましたので、第15回「子ども・子育て会議基準検討部会」を開始いたします。

お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、本日の委員の御出欠につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

○長田参事官 おはようございます。本日の出欠の状況につきまして御報告いたします。

今村委員、小室委員におかれましては本日、所用により御欠席でございます。

尾崎委員、高尾委員におかれましては、本日所用により御欠席でございますが、尾崎委員の代理といたしまして、高知県地域福祉部長の井奥様に御出席をいただいております。

また、高尾委員の代理といたしまして、日本経済団体連合会経済政策本部の酒向様に御出席予定でございますが、若干遅れるということで伺っております。また、稲見委員、溜川委員におかれましても、少し遅れるということで御出席の旨の御連絡をいただいております。

以上、本日31名中27名の委員に御出席予定ということで、定足数でございます過半数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

本日は岡田副大臣も御出席いただけると伺っております。

本日の資料につきまして、議事次第に記載のとおり資料1から参考資料までお配りしております。漏れなどあれば事務局にお申しつけください。

それでは、議事に入らせていただきます。本日は公定価格・利用者負担につきまして前回から引き続きでありますけれども、御説明、御議論をお願いしたいと思います。それでは、お願いします。

○長田参事官 まず資料の関係でございます。1点お詫びでございます。

参考資料1につきまして準備の都合上、いつもの表紙が間に合っておりませんので、3名の委員の方から意見の提出をいただいておりますが、それぞればらで配付をさせていただきます。

資料1をご覧くださいと思います。前回、量的拡充、質の改善についての一定の前提を置きました試算をお示したところでございます。今回の資料につきましては基本的にはそれと同様の内容でございますが、まず2ページ以降にこれまでの各種検討資料と同様に、前回いただいた御意見を赤字で付記をさせていただきます。内容の説明については省略させていただきます。

3ページ以降でございますが、量の拡充の推計値につきまして、前回お示したものは額ベースのものだけでございましたので、右側の欄にそれぞれ利用対象児童数ベースでありますとか、あるいは施設の箇所数といったものをお示して、少しその点を補足させていただきます。

簡単でございますが、資料1の説明としては以上でございます。

○橋本保育課長 それでは、続きまして資料2をご覧くださいと思います。これも前回までいろいろ御議論いただきましたものに、いろいろ書き加えさせていただいておりますので、つけ加えたところを御説明させていただきます。

まず10ページをお開きいただきたいと思います。こちらにつきましては、この公定価格を円表示で行うか、それとも単位数あるいは点数といった形で表記をするかという点についての御議論を整理したものでして、対応方針案としまして円表示を基本とするということで書かせていただいているところがございます。

16ページ、こちらは年齢との関係ということで議論いただいたところを対応方針案として整理したものでございます。まず保育認定を受けるお子さんについてですが、こちらは保育士等の配置基準が異なりますので、この乳児、1、2歳児、3歳児、4歳以上児という4区分でやってはどうかということでございます。

また、小規模保育事業C型、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業の場合には一律ということでございますので、年齢区分は特に設けないという形でどうかと考えております。

教育標準時間認定のお子さんの場合につきましては、後ほどまた公定価格の設定に当たりましての配置基準の考え方が出てまいりますけれども、3歳児、4歳以上児の2区分という形で配置基準を設けてはどうかということに伴いまして、年齢等につきましても3歳児と4歳以上児ということで設定してはどうかということでございます。

その上でということで別途議論されております質の改善等の関係の中での取り扱い。これについては別途設定するというところでございます。

17ページ、保育必要量との関係でございます。こちらにつきましては保育認定を受ける子どもの関係につきまして、保育標準時間認定、保育短時間認定という2区分ごとに設けるということかどうかと考えております。また、保育標準時間につきましては先ほどの資料1にございます質の改善の中身を踏まえて設定する。また、保育短時間のほうにつきましては国会での附帯決議あるいは職員の勤務体制等を考慮しまして、現行の運営費の水準をベースに検討してはどうかと考えてございます。

21ページ、こちらは地域区分の関係でございます。地域区分につきましてもいろいろと御議論いただいているわけですが、何らかの形でこの地域区分を設けることにしたいということでございます。そして、その区分の設定方法ですが、国家公務員の地域手当の区分をベースにしまして、他制度との整合性や市町村合併等を踏まえた直近の状況等を配慮するというところで、前回お示しをしました視点1、視点2につきまして例2という考え方で臨むということでございまして、それをやった結果の動きといのうは25ページにシミュレーションの結果というものが出ております。ここにございますように青字のところ、赤字のところそれぞれ変化が出てくるということでございます。このような形でやってはどうかということでございます。

3つ目の○でございますが、今ご覧いただきましたように変化が出てくる市町村がございますので、施設の運営や市町村の財政状況等への影響を考慮しまして、必要な経過措置

も考えてはどうかということでございます。

なお、視点3ということで見直しの考え方でございますけれども、当面のことを考えますと、平成28年度に人事院におります国家公務員の地域手当の区分というものの変更が予定されておりますので、これに対応して直近の状況を反映してはどうかというふうに思います。その後、少し長い目で見ましたときの見直しの時期につきましては、別途公定価格の全体の改定の考え方を検討していくということでございますので、その改定に合わせて必要な見直しを行っていくことにしてはどうかと考えております。

続きまして33ページに飛んでいただきたいと思っております。こちらは定員区分の関係でございます。定員区分につきましても幾つかの具体的な考え方、例をお示ししております。まず保育認定のお子さんについてですが、29ページにございます20人、21～30人といった10人刻みでいきまして、170人まで10人刻み。そして171人以上を1区分という形で、合計17区分という考え方でございます。これを基本といたしまして、また、教育標準時間認定のお子さんにつきましては、30ページの例2でございまして、15人まで、16～25人という10人単位でいきまして、その後、46人以上のところから今度は15人単位になりまして、その後151人のところから30人単位になる。そして300人までいきまして301人以上を1区分という17区分でございまして、この考え方でいってどうかということでございます。

地域型保育事業の関係につきましては31ページにございまして、小規模保育事業につきましては6～12人、13～19人の2区分。そして事業所内保育事業につきましては31ページにございまして、20人以下のところにつきましては小規模保育と同様に5人まで、6～12人、13～19人としまして、20人以上のところについては保育所と同様に10人刻みで60人までいきまして、61人以上を1区分という考え方でどうかということでございます。

なお、家庭的保育と居宅訪問型保育につきましては、その性格上、定員区分を設けないということかどうかと考えております。

認定区分が異なる子どもが入所する施設につきまして、保育認定を受ける子どもの場合には2号認定と3号認定の子が両方いるわけでございますが、定員区分の取り扱いにつきましては、満3歳以上、満3歳未満の合計の人数ということでよろしいのではないかと考えています。

認定こども園の場合には、教育標準時間認定を受ける子どもと保育認定を受ける子どもの両方がいるということになりますので、これを分けて設定するということとしまして、この両者にまたがる経費となる部分につきましては、必要な調整を行うということかどうかと考えております。

39ページ、こちらにつきましては人員配置との関係でございます。まず39ページの保育認定を受ける子どもにつきましては、保育認定を受けるに係る職員の配置につきまして、認可基準で求められている職員配置がございまして、これに対応した設定をする。その

上で質の改善の議論を踏まえて設定するということではどうかと考えております。

40 ページに教育標準時間認定を受けるお子さんについてでございます。こちらにつきましては1学級の園児数が4、5歳児と3歳児とで大きく異なっているという実態にあること。それから、年齢に応じた適正な教育の提供を担保することが必要であること。それから、ほとんどの幼稚園の教員数が保育所の保育士配置基準で求められている必要配置数を充足している実態にあること。こういったことを考慮しまして保育所における保育士と同様に、年齢別に配置基準を設定して公定価格上の費用を算定してはどうかと考えております。

なお、括弧書きにございますように幼稚園の中には新制度に移行しない幼稚園もございますので、そういうことを考えますときに幼稚園の認可基準という形ではなくて、公定価格上の基準という取り扱いでどうかと考えております。

また、教諭以外の教職員につきましても、現状の配置の状況を踏まえた対応ということで評価をしてはどうかということでございまして、具体的にはその下に書いてございますが、幼稚園教諭の配置数は4、5歳児のほうについては30：1、3歳児については20：1を基本とする。また、満3歳児の取り扱いにつきましても、保育所における取り扱いも踏まえながら6：1の配置とできる加算という対応をしてはどうかということでございます。

なお、※印にございますように、幼稚園の教諭の配置基準は今のところ設定がないわけでございますので、必ずしも全施設がその基準を満たしているわけではございません。配置基準に達していない施設に配慮した必要な経過措置等も調整を行うこととしてはどうかということでございます。

41 ページ、幾つか加算ということについても検討を加えております。園によりまして年齢構成によって全ての学級に専任の教諭等を配置できなくなる場合が出てくるということを考えまして、4歳以上児も年齢別に学級編成するという原則を踏まえて、年齢別の学級編成を確保するための教諭を加配するための加算あるいはチーム保育を担当するための教諭を加配するための加算なども考慮してはどうか。また、副園長や教頭、主幹教諭、指導教諭につきましても、実際の配置状況に応じた人件費の加算ということも設けてはどうか。また、事務職員につきましても現在の配置実態等を考慮する必要がございますし、調理員や運転手などにつきましても必要な措置を検討してはどうかということでございます。その上で配置基準の改善ですとか、あるいは主幹教諭や指導教諭の専任化、新制度に伴う事務負担増への対応等につきましても、質改善の議論を踏まえて設定してはどうかということでございます。

46 ページ、こちらは職員の処遇改善の関係でございまして、これまで48 ページに書いてございますような現状の保育所における民間施設給与等改善費あるいは保育士等処遇改善臨時特例事業などを御紹介してきたわけでございますけれども、現行の保育所運営費における民改費の仕組みを参考としながら、以下の点について検討してはどうかということで、職員の勤続年数あるいは経験年数に応じてアップしていく仕組み、また、加算率の上

限、現在の保育所運営費の中では10年以上というところが最大の刻みになってございますけれども、それよりも長い場合の対応あるいは処遇改善の実績を引き継ぐための仕組みあるいはキャリアアップに対応した仕組み。こういった視点から具体的な対応方法を検討してはどうかということでございます。

51 ページ、開所日数等の関係でございます。保育認定につきましては基本的に年間300日ということで対応してございまして、それ以外の日曜日の開所あるいは夜間保育については加算により設定するというところでございますが、逆に土曜日を閉所する場合の取り扱いにつきまして、その費用を調整することとしてはどうかということでございます。

また、教育標準時間認定のほうの設定につきましては、1学年が39週、約220日程度ということの開所が基本になってございますけれども、夏季休業等の休業期間中でありましても研究や研修等が行われていることを考慮しまして、職員の人件費や管理費については年間を通じて算定することとしてはどうかということを書かせていただきました。

53 ページは給食の取り扱いでございます。まず一番上の○に給食材料費の現状における取り扱いが書いてございます。保育所につきましては運営費の算定の中で3歳未満児については主食費と副食費に、3歳以上児については副食費に対応するという取り扱いをしてございます。その上で第1階層の生活保護世帯等以外の世帯につきましては保育料という形でこの材料費を徴収しまして、3歳以上児の主食費については実費徴収という形で費用を徴収いたしております。幼稚園については給食を実施している場合に、その費用を実費徴収または保育料という形で徴収しております。

今、申し上げたように、いずれの場合におきましても保育料として徴収するか、実費として徴収するかの違いがございまして、いずれにしても原則、各家庭から給食材料費を徴収いたしております。これを踏まえて公定価格の設定における対応をどうするかということ、幾つか例を挙げて検討いたしております。

なお、教育標準時間認定のお子さんにつきましては、給食を実施している施設における対応として書いたものでございます。例1は現状どおりの対応にするというものでございます。例2でございまして、こちらは保育認定、教育標準時間認定いずれも公定価格の対象とはせずに、実費徴収という形で行うという整理にするというところでございます。その場合におきましては、低所得の世帯に対する補足給付というものによる支援もあわせて行うということ。それから、実費徴収という形でとりますので現状、保育料の中でとっております部分につきまして、これは給食材料費相当額を減額するという取り扱いでございますので、3歳以上児の場合には4,500円程度減額。3歳未満時の場合には7,500円程度減額という形になってまいります。

例3でございまして、これは教育標準時間認定の副食費を保育認定と同様に公定価格の対象とするというところでございますので、今の3歳以上児の保育認定のお子さんの取り扱いに合わせる考え方でございまして、この場合には実費徴収に対する補足給付というものがあわせて必要になります。また、教育標準時間認定のお子さんにつきましては、この副

食費のところを公定価格の対象にすることに伴いまして、保育料のところにつきまして4,500円程度の増額になってくるかと思えます。

最後に例4でございますけれども、保育認定、教育標準時間認定いずれも主食費を含めて全て公定価格の対象にするという形をとった場合でございます。この場合には材料費相当額を全て保育料としていただくという整理になってまいりますので、保育認定のお子さんの場合には3,000円程度、教育標準時間認定のお子さんの場合には7,500円程度増額になってくるということでございます。

54ページにまいりまして調理員の人件費の関係でございますが、こちらにつきましましては保育認定の場合には調理員の人件費を施設、事業の規模に応じて評価をする。また、教育標準時間認定の場合も、実施状況に応じた加算という形で整理をするということでございます。なお、居宅訪問型保育事業の場合には給食は実施しないことになっておりますので、除外をしております。

56ページ、こちらは障害児の受け入れの関係でございます。まず現状行っております幼稚園につきましましての私学助成、それから、保育所につきましましての地方交付税措置といった従来の財政支援措置による対応を基本としながら、適切な支援を施設に対して行っていくことを求めていくということがございます。また、その上で地域の子育て支援あるいは療育支援を行う場合の費用あるいは地域型保育事業において障害児を受け入れる場合の取り扱い。こういったところにつきましましては資料1の質の改善の中に挙げてございますので、そういった取り扱いを踏まえて対応を検討してはどうかということでございます。

60ページにまいりまして、研修の充実の関係あるいは保幼小の連携強化の関係につきましても資料1の質の改善の関係で項目を挙げておりますので、それを踏まえて対応してはどうかということでございます。

62ページ、減価償却費と賃借料の取り扱いでございます。これにつきましまして幼保連携型認定こども園と保育所等につきましましては、待機児童解消加速化プランなど現行の施設整備補助等との整合性を踏まえつつ、質の改善の中で挙げておる項目がございます。それに対応する形で施設整備費補助の対象外の法人ですとか、あるいは賃貸方式の施設事業に対して、減価償却費の一部を給付費の加算という形で実施をしてはどうかということでございます。また、その際の設定は施設整備費補助の水準等を踏まえて設定することでどうかということでございます。

幼稚園につきましましては、現在の対応を踏まえまして幼保間の施設整備に係る負担の公平性を確保する観点も考慮して、減価償却費等の一部を公定価格において評価することとしてはどうかということでございます。

63ページ、64ページでございますが、第三者評価の関係の受審料につきましまして質の改善の取り扱いを踏まえて対応してはどうか。また、施設型給付を受ける幼稚園や認定こども園の外部監査の費用等につきましまして、公定価格において評価してはどうかということでございます。

68 ページは各種の加算項目の考え方の中で、具体的に対応方針案を整理したものとして、休日も保育と夜間保育でございまして、休日に保育を実施する施設に対する加算の対応。夜間の保育を実施する施設に対する加算の対応を整理してお示ししたものでございまして。

69 ページ、論点 2 ということで地域の実情に応じた加算の取り扱いということを挙げてございまして。現状の保育所運営費の中で、ここで①～⑤まで挙げております地域に着目した加算措置がございまして。児童用採暖費加算、寒冷地加算、事務用採暖費、除雪費加算、降灰除去費加算といったものがございまして。これらの中で①～③はいずれも暖房の費用など冬季の費用に着目した加算でございまして、この会議でも議論が出ておりましたように、寒冷地以外の地域において近年、夏季における冷房に必要な経費の需要も高まっているということで、そういったことも考慮する必要があるのではないかということも考えてございまして。その際に例えば①～③の加算を整理、再編いたしまして、必要な光熱費として一定程度、全国的に平準化した上で、やはり寒冷地のところに一定の手厚い対応が必要というふうに考えられますので、そういった寒冷地に手厚く配分するといった方法も考えられるのではないかということでございまして。

④、⑤の加算につきましては、これは地域特性の極めて強い費用でございまして、これは全施設事業を通じまして、現状と同じような加算といった形で整理してはどうかというふうに考えてございまして。

70 ページ、論点 3 でございまして。定員を恒常的に超過しているときの取り扱いでございまして。保育所につきまして定員の弾力化という取り扱いをしていることを御説明申し上げておりますが、その際のルールといたしまして連続する過去 2 年間、常に定員を超えていて、かつ、その率が 120%以上という状態の場合には定員の見直しに取り組んでいただくというのが今の定員のルールでございまして。

幼稚園におきましても定員の範囲内で行うことが原則でございまして、国から都道府県に対する私学助成の対象となる園児数というのは、学則で定めた収容定員を上限としております。都道府県によりましては定員超過率に応じた減額調整を行う例もございまして。こういった現状の取り扱いを踏まえまして検討の視点でございまして、定員の弾力化が待機児童の解消に果たしてきた役割も踏まえつつ、定員の範囲内で受け入れを行っている施設の公平性あるいは利用定員と市町村計画との整合性等の観点を踏まえた検討ということで、例えばでございましてけれども、この定員を 120%以上超過している状態というものが恒常的に 2 年以上にわたる場合には、例えば確実にこの利用定員の変更を行っていただく、あるいは適切な規模の定員区分による単価との差を定率で調整するといった方法が考えられるのではないかと考えております。

74 ページ、こちらは子育て支援の機能につきましても資料 1 の中で質の改善として出している項目がございまして、それを踏まえて検討するというところでございまして。

79 ページ、事務処理体制でございまして。こちらにつきましても質の改善の事項で挙げて

ございますが、認定こども園、幼稚園につきまして、こういった直接契約に伴う事務負担に対応ということでございました。また、保育所につきまして現状の保育所運営費における対応をもとに設定してはどうかということでございます。

80 ページは地域型保育事業の関係でございます。まず検討例①の項目でございまして、保育士の配置比率の向上に伴う段階的な評価ということでございます。小規模保育と事業所内保育の19人以下のものにつきまして、こちらのB型につきましては保育士の比率は2分の1以上となっているわけでございますが、保育所の資格取得のインセンティブを設けてA型への移行を促すということで、常態的に保育士の比率が4分の3以上という形になっている場合には、公定価格上、加算による対応をしてはどうかということでございます。また、家庭的保育事業や居宅訪問型事業につきましても、保育士が行う場合に公定価格上加算による評価をしてはどうかということを挙げてございます。

81 ページ、連携施設への評価でございます。連携施設を設けていただくことを基準の中に入っておりますので、こういった部分を質の改善における取り扱いを踏まえて検討するというところでございます。

83 ページ、検討例⑤、管理者と事務体制の問題でございます。こちらにつきましてまず管理者でございますが、小規模保育と事業所内保育の管理者の費用につきましては、保育従事者等の職員とは別途、管理者を配置する場合に加算として評価してはどうかということでございます。なお、家庭的保育と居宅訪問型保育の場合には管理者に係る費用というものは性格上、算定はしないということでよろしいかと思っております。

事務体制のほうでございまして、直接契約ということになりますので、その事務負担も考慮いたしまして現行の保育所運営費における基本分、週3日分ということになります。これを基本として規模に応じた設定をしてはどうか。その上で小規模保育と事業所内保育の19人以下のものにつきまして、管理者を上のほうで書いております。管理者を配置する場合には事務経費は算定しないという形で重複させないようにする。また、家庭的保育事業において保育を受ける子どもが3人以下の場合については、家庭的保育補助者を配置可能とすることによりまして、そちらのほうで事務を兼ねるということで、事務費用を別途算定しないことにしてはどうかということでございます。

居宅訪問型保育につきましては、コーディネーターに係る事務経費を評価することによってどうかということでございます。

84 ページの検討例⑥でございまして、家庭的保育事業における家庭的保育補助者の配置でございます。今ほど申し上げましたように3人以下の場合でも、家庭的保育補助者を配置した場合に評価をすることとしてはどうかと考えてございますが、事務職員の部分の費用は兼ねるという形でございます。なお、調理員につきましては※印にございますように、別途公定価格上評価するという取り扱いでどうかと考えております。

利用者負担のほうにまいりまして93 ページでございまして、所得区分の関係でございますが、従来から教育標準時間認定のお子さんについては5区分ということでお示ししてあり

ましたので、引き続きそれではよろしいのではないかと考えてございます。また、保育認定のお子さんにつきましては現行の保育所の階層区分と同様、8区分としてはどうかということでございます。3歳以上のお子さんについての利用者負担については、第6階層以上をフラットにする形で6区分という形で従来、提案してございましたけれども、一部に保育単価で頭打ちにならずに保育料の基準額が適用されるケースもありますので、そういったことを踏まえて応能負担の原則を踏まえて、現行と同じ8区分ということで再度提案させていただきたいと思っております。

94 ページ、こちらは所得区分の決定方法を市町村民税額の所得割額をもとに行うという考え方を改めて示したものでございます。

100 ページは多子軽減の取り扱いでございまして、第2子、第3子同時就園の場合の軽減措置でございますけれども、26年度の予算案の中で幼稚園の就園奨励費の多子軽減措置の拡充がございましたので、そちらと整合的な内容で整理してはどうかということでございます。

102 ページからが実費徴収でございまして、まず実費徴収の関係の1つ目は給食費でございます。幼稚園における現在の実費徴収の額、主食、副食の材料費等に相当する程度でございまして、現行の私学助成の大部分が人件費に充てられていると考えられるということでございます。

103 ページ、通園費でございまして、通園バスなどの費用でございます。教育標準時間の認定を受けるお子さんにつきましては、この車両維持費、燃料費を実費徴収で、車両購入費の一部を実費徴収でというふうに整理をいたしまして、人件費については実施状況に応じた加算といった形で、公定価格上評価するという取り扱いでどうかということでございます。

保育認定を受けるお子さんにつきましては、通園バスなどの実施率が低いわけですが、従来より実費徴収という形での整理はされておりますので、これまでと同様にしてはどうかということでございます。

104 ページが実費徴収以外の上乗せ徴収の関係でございます。まず教育標準時間認定を受けるお子さんにつきましては、例えば教員配置の充実ですとか、高処遇を通じた教員の確保、設備更新の前倒し、平均的な水準を超えた施設設備など、こういった特色のある教育・保育の実施や、その質の向上に向けた取り組みが必要であるというふうに各施設で判断する場合には、額や徴収理由をあらかじめ開示をしていただきまして、保護者に説明・同意を得た上で、公定価格外において実費徴収以外の上乗せ徴収を行うことも可能としてはどうかということでございます。

保育認定を受けるお子さんにつきましても、額や徴収理由をあらかじめ開示し、保護者に説明・同意を得た上で、公定価格外において実費徴収以外の上乗せ徴収を行うことを可能としてはどうか。なお、※印にございますように設置主体の判断で上乗せ徴収を行わないということも想定されるところでございます。その際、市町村から委託を受けて保育を

実施する私立の保育所につきましては、現行と同様、市町村との協議を経て実施することとしてはどうかということでございます。その上で低所得者世帯を初め、地域の子どもが円滑な教育・保育の提供が可能となるよう実施体制の確保方策について、例えば公立の活用ですとか、あるいは措置制度の活用など、そういった運用上の対応も可能としてはどうかと考えております。

③といたしまして実費徴収との関係での補足給付でございますが、補足給付の対象となる実費徴収の範囲というものをどこまでとるかということが1つございます。それから、補足給付の対象者をどの範囲に設定するかということでございます。生活保護世帯など、どこまで対応するかということを検討する必要がありますがでございます。

また、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園につきまして、新制度上どう対応するかという点も論点の1つでございます。

最後に107ページ以降のところ、参考3でございますけれども、私立の幼稚園における学生生徒等納付金の徴収状況をお示しいたしました。各地のグラフがございまして、園児1人当たりの納付金の年額の分布、それから、各都道府県ごとの年額としての1列当たりの納付金の額の状況などをお示ししております。また、108ページ、109ページのところをご覧いただきますと、こういった納付金と減価償却費の相関あるいは教諭等の給与との相関を示したものでございまして、こういった相関状況を見ましたときに、納付金がさまざまな教育条件に還元されていると考えられるところでございます。

説明は以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして御意見、御質問のある方に挙手をお願いして議論したいと思っております。今日の議題はこれだけですので、まず全員の方に御発言をお願いできるかと思っております。

それでは、順番ということで秋田委員からよろしいでしょうか。

○秋田委員 東京大学の秋田です。

まず資料1でございます。私、前回欠席をしておりましたのでそこで議論された内容の情報共有が足りないところがあるかもしれませんが、量的拡充と質の改善について優先順位という言葉ではなく、実施順ということが議論されたと聞いております。そのときに検討されたのは平成29年度の金額で議論がされてきていると最終的に思うのです。けれども、26年から29年度までの間の実施順ということが私にとってはとても気になるところです。

平成26年については、3,000億が保育緊急確保事業で量的な拡充に充てられることが決まっているわけです。27年、28年に今後途中にお金が来たときに、例えば7,000億が4,000億と3,000億だということで、4,000億までは量の拡充に先に使われるのではなく、常に同時追求として、やはりその中で量が先ではなく、量と質を同時に追求することが金額が満額にならなかったとしても、その間においてもバランスよく実施されていくことをまずは検討していただきたいと思っております。あくまでも待機児童というのは都市部の問題です。

それに対してこの新制度が始まることで、全国的にどの地域においても子どもを乳児期から保育所に預けている御家庭も、そうでないご家庭にとってもメリットがあるような形で、移行において実施していくことが重要であると私は考えます。ですので、まずそのバランスを満額というか、一応 29 年の段階に関して今、議論をしていますけれども、そこまでの期間についても同様に考えていただきたい。そこはまず押さえていただきたいと思っております。

その上で短期的なインセンティブ加算になるものと、長期的に積み上げるものを議論していくことが大枠として必要であろうと考えています。基本方針は何度も申し上げてきましたけれども、今回、資料 1 で考えるべきは、やはりどの保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業や地域の事業も全て公平、公正な形で順に高まっていくことが大事であり、そのバランスを図ることを基本の前提としていただきたいと思えます。また、子ども・子育て支援という子どものところに直接かかってくる事柄というのは、例えばクラスサイズである 3 歳児であったり、研修も特定の形だけではなく、小規模保育も幼稚園も保育園もこども園も同じような形で、例えば認可外の施設においても代替要員を配置するというような形で、バランスよく、どの施設形態でもその区別を超えてクラスサイズや職員研修に関する経費が配分されることが重要なことになってくるのではないかと考えます。

資料 1 のところで議論が出ておりますけれども、3 歳児を中心とした職員配置の改善というところで、いろいろ 1 歳、4、5 歳でのサイズ縮小の議論が出ておりますが、例えば OECD のデータで幼児期については、日本は国際的にみて格段に改善が必要とされているのに対して、乳児部分については国際比較がこういうときに妥当かどうかわかりませんが、一定の質を確保していると評価されています。そうすると、そうしたところについてはまず 3 歳児のクラスサイズを小さくすることを行うことが重要であろうと考えますし、同様に第三者評価等でも、何年で幾らというように試算が出ているときには、その妥当な金額を考えていくことが必要であろうと考えております。

次に資料 2 に行かせていただきたいと思えます。資料 2 の部分で今日特に私のほうで申し上げたいところの 1 点ですけれども、まず 1 つは 33 ページの定員区分のくくりにつきましては、これまで議論してきましたような形で、この対応方針案の 2 並びに 3 という形でくくりを行うことに基本的に賛成であります。

その上で 40 ページになります。教育標準時間認定を受ける子どもについて、教員数の問題から幼稚園認可基準ではなく、公定価格上の算定の基準として考えていくことが重要なことではないかと考えます。特に 40 ページの配置基準の満 3 歳児の入園という学齢が 2 歳児のところにつきまして、やはり 6 : 1 の配置ということで、どの施設に行っても、この年齢の子どもにはこの職員配置基準ということを質の確保として設けていく。そこに加算をする形が重要なのではないかと考えております。

次に 46 ページになります。3 歳児の保育、それから、研修並びに職員の給与等での支出の向上というのが子どもに直接返る部分で最も重要なところになります。これまでも議論

がなされてきましたように、給与の加算率を経験年数10年以上よりも長い場合の対応として、より長期に設定することに賛成です。加えてそのときに単に経験年数だけではなく、キャリアアップということで資格とかある種の専門性基準ということを公的に設けて、例えばこの方は子育て支援について非常に造詣が深いので、その専門性部分を加算していくという形で、キャリアアップについて公的な第三者評価機関のようなもので、専門職の基準というものの認定をつくってキャリアアップに対応した仕組みとあわせて、この処遇改善を考えていくことが長期的に重要なことになるのではないかと考えております。

56 ページ、ぜひとも障害児並びに低所得階層への手厚い扱いということで、質の改善事項についてここに書かれているようなところを入れていただきたいと考えております。

同様に 63 ページも先ほどお話しましたが、第三者評価の受審でありますけれども、これが10年か5年か3年かで随分金額が違ってくるわけです。ですから5年程度が妥当ではないか。そうした中で経費を3年では随分かかり過ぎるけれども、10年では少ないというように、まずは5年ととりあえず考え、長期的によりきめ細かくなるよう実施していくような形が妥当なのではないかと考えております。

70 ページの検討の視点というところの定員を恒常的に超過している場合ですけれども、私は検討例としては確実に利用定員の変更を行っていくことがよい、単価との差を定率で調整するのではなく、利用定員を変えることが最も妥当な進め方ではないかと考えております。

事務負担につきましては 83 ページですけれども、ここでは小規模保育等が出ておりますが、幼稚園においても、小規模保育等においても、事務体制、管理者について今後手厚い配置を行っていくことが、保育を十分にやっていくために重要ではないかと考えております。

上乗せ徴収というところでありまして、104 ページのところに出てございます。私は基本的に開示をすることによって、実費徴収以外の上乗せ徴収を行っていくことが妥当ではないかと考えております。給食費に関しましても実費徴収が妥当ではないか。それは幼稚園ではお弁当という幼稚園も結構あるわけです。そうすると、そこには補助額がいらず、ほかの給食等をやっているところには保育所も幼稚園も公的な資金が入るという形のバランスの崩れが生じることを考えると公平性から考えていくことが必要なのではないかと思います。

また、ほかの費用についても今回ここに書かれているように保護者の説明、同意の方法をもう少し慎重に検討していただいた上で開示をし、そして実費徴収以外の上乗せを行っていく。ただし、上乗せが極端にならないような良識の範囲内であり、一方で低所得者世帯に対して、ここにも出ているように公立の施設の活用や児童福祉法に基づく措置制度などをきちんと利用できるようにするという形で、いろいろな形ですべての子どもたちの保育の質が高まっていくような形での徴収が親の同意のもとで行われるのであれば、それがよろしいのではないかと考えております。

少し長くなりましたが、以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、荒木委員、お願いいたします。

○荒木委員 ありがとうございます。

全国国公立幼稚園長会の荒木です。

最初に資料1で15ページに小学校との接続の改善の項目がございますけれども、ここに公立幼稚園における先行的取り組みと同様という赤字をつけ加えていただきましたことに感謝申し上げます。今までやっていたからということで当たり前のことということではなく、それを引き続きしっかりと根づくという意味でも記入していただいたことに感謝申し上げます。長年の先行経験をこれからも幼少の接続というようなところでも生かしていきたいと思いますので、その存在感ということを確立していただけたらと思います。星印や三角いろいろついておりません。これは優先順位というところではきっと後回しにはなるのかもしれませんが、質という意味では今すぐもずっと続けていかなければいけないことなので、ぜひこれをいろいろな形で取り組みとしても続けていかなければいけないと考えております。

資料2です。40ページの教育標準時間認定を受ける子どものところですが、4歳児以降と3歳児とで大きく実態が異なること、年齢に適した教育が行われるということで、この年齢区分で分けていくことが16ページにも書かれておりますけれども、大切なことかなと思います。そして、幼稚園教諭というものは本当に30：1で満3歳児や2歳児は6：1というところで、やはりここはかなり人数的にも特徴としても差があると思いますので、3歳児は20：1、満3歳児は6：1という配置は適正ではないかと思っております。

また、このページの一番下の※印で現在、配置基準に達していない施設に配慮し、必要な経過措置等を設け調整を行うこととしてはどうかということで、ぜひこのことも進めていただければありがたいと思います。

41ページのところで教職員の加配という措置が出ておりますけれども、特に4歳以上のところ、3歳以上が学校教育なのですけれども、学級編成をするということが幼児教育の中では大変小学校への接続も含めて大切なことですので、この学級担任を1人確保するということをしっかりと原則として押さえていただきたいと思います。

また、次のところに副園長・教頭、主幹教諭・指導教諭の項目が出ておりますけれども、本当に今、団塊の世代の先生方が退職して、若い先生が増えています。東京都の幼稚園教諭でも50%ぐらいが20代の若い先生になっています。経験が少ないというところでは本当に専門性を磨くためには先輩の指導者というものの存在が大変大きいものですから、ぜひこの指導的立場になる人たちの人件費ということもあわせて押さえていただきたいと思います。

それとつながっていきますが、46ページのところでキャリアアップ、今、秋田先生もおっしゃっていましたが、勤続年数、経験年数に応じて加算がアップしていくという

こと、長く専門性を持って勤めていくという立場の人が質を確保するという意味でも大変重要なのではないかと思います。ただ長くなるのではなく、その中で先ほど言ったような指導教諭になるための試験であったり、教頭になるための試験であったりということで、いろいろキャリアアップは積んでいけるのではないかと考えておりますので、ぜひ長くやりがいのある仕事として続けられるように御配慮いただければと思います。

51 ページ、一番下のところに夏季休業中などの長期休業期間も人件費、管理費を年間通じて算定するとしてはどうか、と書かれておりますが、現実に勤めておりますので、これは確実に手配していただければと思います。

56 ページの障害児のことですけれども、これも今、急に新しくなってつけられないということではなく、従来の財政支援措置により対応するというので、そこが漏れないように新たになったのということで抜けていくようなことにならないように、ぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、奥山委員。

○奥山委員 子育てひろば全国連絡協議会の奥山です。

今日は意見書を1枚つけさせていただいております。今年度、全国20カ所ぐらいで子育て中の保護者に向けて新制度の説明をする機会がございました。そのときの感触としましては、まだまだ新制度について知らない保護者の方も多し。また、消費税の活用ということも御存じない方もいるという中で、あと1年となりましたが、この制度の周知をこれまで以上に行い、きっちり進められるということは非常に大事だというふうに思っています。子育て家庭が翻弄されないように、新制度のスタートを迎えていただきたい。そのための財源確保もぜひお願いしたいと思っております。

次に、在宅子育て家庭についての支援でございます。今回、資料1、資料2とございますが、地域子育て支援のところは公定価格ではございません。市町村の事業ということで改めて申し上げるまでもないのですけれども、市町村がどの程度取り組んでいただけるかというところに大きくかかわっているということになります。そういう意味で資料1には量的拡充、質の拡充の中で地域子ども・子育て支援事業というくくりで入ってはおりますけれども、このことについてはかなり市町村の取り組みいかによるということになっていることを再確認させていただきたいと思っております。

そんな中で子どもたち、在宅での子育て家庭を見ておりますと、かなり孤立化ですとか不安ということが高まっているという結果が出ている中で、幼稚園、保育園に行くまでの地域子育て支援についても十分財源が投入されて、量的にも質的にも拡充を図っていただくことをお願いしたいと思っております。

市町村によっては、地域子育て支援拠点等につきましてもかなり職員を国基準よりも多く配置し、また、専用の施設を開設しているようなところもございます。しかしながら、

そこの部分というのはかなり市町村の持ち出しになっておりまして、数が増えないという原因になっているかもしれません。そんなことも今後、御配慮いただければと思っております。ぜひ3歳未満の7割の在宅家庭が支援の枠組みからこぼれ落ちないようにお願いしたいと思っております。

また、一時預かりですけれども、一時預かりの利用料も施設類型で料金体系が余り大きく異ならないよう、配慮をお願いしたいと思っております。

4番ですけれども、新制度を施行するに当たりまして新たにつけ加えられた利用者支援事業です。子育て家庭、生活者と捉えれば就労のみならず、子どもの発達のこと、家庭の問題、貧困、疾病、あらゆる課題についていろんな相談が寄せられております。子育て家庭がどのような状況にあっても主体的に尊厳を持って子育てができるよう、一人一人のニーズに合わせた支援が必要だと思っております。新たに創設されました利用者支援事業及び利用者支援の専門職員の配置が子育て家庭の身近な場所で実施されること、3党合意で特に重要視されてきたものでした。これを身の回りにあるフォーマル、制度にのっとったあっせんだけにとどまらず、インフォーマルの支援、それから、子育て家庭の持つ力を伸ばして、いろんな地域の支え合いにつながるような事業にしていきたいと思っております。新制度の理解を進めるためにも、保護者に寄り添う利用者支援事業の確実な実施をお願いしたいと思っております。

また同様、地域子ども・子育て支援にかかわるスタッフのスキル向上ということも踏まえて、より専門性を向上させるための質的拡充、処遇の改善、研修の充実を要望したいと思っております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、井奥代理人、お願ひいたします。

○井奥代理人 ありがとうございます。全国知事会でございます。

知事会からは資料1の量的拡充と質の改善についてでございますが、昨年4月以降この会議において、子ども・子育て支援サービスについて質・量ともに充実を図るとした新制度の理念の実現に向け、1兆円程度の財源確保を前提に、具体化のためのさまざまな議論を行ってまいりました。

これまでの会議における議論が実を結ぶように、国としても恒久的、安定的な財源の確保に向けまして、質・量の両面から責任を持って対応していただくよう要請をしておきます。その中でも特に配慮していただきたいことを、質の改善の面から2点ほど述べさせていただきます。

第1点目といたしまして、サービス量の拡大に伴い事業に携わる新たな人材の確保が必要になることはもちろんですが、この会議において特に3歳児を中心に配置基準の改善についての数多くの御意見が出たことは、皆様御承知のとおりであり、配置基準の改善に伴う人材の確保も喫緊の課題だと考えております。

資料9ページからの質の改善についての給与関係経費の中で、職員の配置基準の改善とあわせて、人材確保に欠かせない改善項目が何点か挙げられております。給与水準の改善などを中心とします職員の定着確保につながる財源をしっかりと確保した上での制度設計が大変重要となってまいりますので、この点を特に留意していただきたいとの意見が知事会のほうでは数多く出てきております。

第2点目といたしまして、子ども・子育て支援法の目的であります質の高い教育・保育を目指すためには、発達障害児や被虐待児など多様な支援を必要とする子どもたちが増えてきている実態を見ますと、職員の配置基準のみならず、職員の資質の向上や高度な専門性が必要とされてまいります。このため、職員のスキルアップのための研修制度の充実や産休・育休における代替職員の確保、保育士、幼稚園教諭のみならず、多様な専門職員の確保もあわせて必要だと考えております。この点、私どもが開催しております地方の子ども・子育て会議の委員などからも強い要請が出ておりますので、この点よろしくお願いたします。

最後になりますが、量的拡充と質の改善。こちらは資料にもございますように車の両輪でございます。どちらが欠けてもスムーズな新制度の運営はできないものと考えますので、同時かつ均等なバランスを保った上で、実施に移すことが何よりも重要になってまいります。この点よろしくお願いたします。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、次は葛西委員、お願いたします。

○葛西委員 日本助産師会の葛西です。

今回、質の改善につきまして1点だけ申し上げます。63ページの第三者評価ですが、今回、多額の公費等が投入されるということで、量的な拡充が急がれているわけですがけれども、いろんな分野で見られますように、質の改善が伴っていくかどうかということが大事だと思います。保育園等で第三者評価の受審というのが推進されているようですがけれども、評価基準を明確にされて、ぜひ先ほど秋田委員が述べられたように5年間での評価の更新、評価結果を公表されることを強く望みます。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、橘原委員、お願いたします。

○橘原委員 全国私立保育園連盟の橘原です。

資料1の13ページ、保育認定の2区分に応じた対応のところですが、ここで保育標準時間認定について11時間の保育必要量に対応する職員を配置とした場合には、337億円程度の金額が必要であるということになっております。なお、保育標準時間認定については、単純に現在の保育単価を8分の11にした場合には3,025億円程度が必要とありますが、これの内容と、どのようにこの金額が算定されたのかをお伺いさせていただきたいと存じます。

もう一点、保育短時間認定の利用者負担を保育標準時間認定の95%、マイナス5%と仮置きした場合の所要額については、154億円程度と示されております。利用料の減額につきましては公費で154億円の補填を行うのだと考えてよろしいのかどうか、その点をお伺いさせていただきたいと思っております。

それから資料2の68ページ休日保育のところですが、休日保育の対応方針案のところでは、新制度での休日保育の取り扱いについては、休日保育を実施する施設に対して加算により対応する。また、その加算額の設定に当たっては保育士等の職員を休日に確保するための費用を勘案し、現在の休日保育事業による補助の水準を踏まえて設定することとしてはどうか。その上で質の改善事項における取り扱いを踏まえて、職員配置の水準について整合性を図っていくこととしてはどうかという取り扱いについては賛意を示させていただきます。一方休日保育についても1日の保育ですので、給食、おやつ等の取り扱い、また、勤務形態等の管理業務等々を含めた上でも休日保育における単価の設定をお願い申し上げたい。その辺についてもまたお伺いをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○無藤部会長 御質問は後でお願いいたします。

それでは、清原委員、お願いします。

○清原委員 ありがとうございます。全国市長会、三鷹市長の清原です。

まず資料1について申し上げます。新制度における「量的拡充」と「質の改善」は二者択一の関係にあるものではなく、両者は車の両輪として取り組む必要があるという指摘が1ページにあります。この指摘は極めて重要であり、公定価格を検討する際の基本的な理念として再確認したいと思っております。

前回、「量的拡充」及び「質の改善」についての必要額の推計値が示されましたが、今回はさらに「量的拡充」の具体的な規模の増加の見込みの数値が児童数や箇所数等で示されました。このことに感謝をいたします。

「質の改善」についてはワーク・ライフ・バランスを推進することも重要です。地域子ども・子育て支援事業のメニューには事業主拠出金を充当して、事業主負担も財源として社会全体で支える仕組みとなっていることは大変重要です。また、「実施順」についてですが、いろいろこれから公定価格と関係する内容が多岐にわたり含まれていますが、私たちの役割として子どもの視点に立ってその「実施順」について適正な判断をしていきたい。この役割を確認しているところです。

それでは、この資料1で確認した「量的拡充」と「質の改善」は密接不可分であることを出発点として、資料2について幾つか意見を申し上げたいと思っております。

資料2の10ページに、まず「公定価格の表示方法」につきまして対応方針案として「円表示を基本とする」と示されました。これはまさに現場の声を反映していただきました御判断で、支給限度額を設定する仕組みではないため、公定価格がどの程度の額なのかわかりやすい円表示を基本とするとしていただきました。これは大変重要な御判断で感謝した

いと思います。

それでは、14 ページ以降の共通要素①に関する検討の視点について、幾つか意見を申し上げます。

まず 16 ページの「認定区分、年齢との関係」でございますが、2号、3号認定区分について保育士配置基準等を踏まえ、年齢区分を設ける案に賛成いたします。1号認定区分についても保育所と同様に公定価格上、年齢ごとに職員の配置基準を設定し、年齢区分を設ける案に賛成いたします。

次に 17 ページでございますが、「保育必要量との関係」については、保育短時間について現行の保育所運営費の水準をベースの検討とすることに賛成します。

18 ページ以降の「地域区分との関係」について申し上げます。これまでも申し上げてきましたが、国家公務員の地域手当区分を基本とした設定については、現行ではやむを得ないと考えています。その上で視点3にあるような「改定ルール」を御検討いただいたということは重要です。さらに平成28年に見直しが予定されております。これまでこの子ども・子育て会議でも、新制度に向けて地域手当区分を活用するときに指摘されたような課題をぜひ28年度の見直しのときには反映していただくよう、これは人事院なのですけれども、改めて要望したいと思いますし、これはどうしてかという、「量的拡充」及び「質の改善」に不可欠な職員の処遇改善にも、この地域手当は大きく影響いたしますので、繰り返しになって恐縮ですが、改めて申し上げます。

26 ページ以降の「定員規模との関係」につきましては、29 ページの設定例を基本として教育標準時間に関しては30 ページの設定例の例2を基本とすること。また、地域型保育事業については31 ページの小規模保育、事業所内保育の設定例が適切だと考えております。

次に、37 ページ以降の共通要素②に関する検討の視点について幾つか意見を申し上げます。

まず 45 ページ以降の「処遇改善、キャリアアップ」についてです。これは多くの委員が御指摘いただいている大変重要な部分で、子どもの視点に立っても「質の改善」のために重要な要素だと思います。特に職員の定着と確保のための処遇改善の仕組みは重要でございます。現在の民改費制度では10年以上働き続けるインセンティブが見える化されておられません。今回、視点にも入れていただきましたが、せめて15年、できれば20年はキャリアアップが図れる給与制度の構築が求められていると思います。

次に 50 ページ以降の「人件費、事業費、教育、保育の提供に関する事項」について申し上げます。まず 50 ページの「保育必要量の取り扱いについて」です。保育標準時間が11時間となることについて、現行の8時間保育に対する保育所運営費と延長保育促進事業による対応を踏まえまして、必要な職員体制についての公定価格の設定が重要です。ぜひそのことをお願いしたいと思います。

次に 51 ページ以降の「年間を通じた学校教育、保育の提供」について申し上げます。今回、51 ページ以降には大変重要な御提案が含まれていると認識いたしました。すなわち2

号、3号認定児については原則土曜日を含めた年間約300日の開所を基本とするけれども、1号認定児については年間39週、220日程度とすべきであるけれども、2号、3号認定児に対しても土曜日の開所に関しては特段の需要がない場合などについては、常態的に土曜日に閉所する場合というのもあり得る。そういう場合には「加算あるいは減算」により、価格上その費用を調整してはどうかという御提案です。

幼稚園あるいは幼稚園型の認定こども園の場合、やはり土曜日という判断というのは極めて重要でございまして、今回「加算あるいは減算」ということで、これまでの保育園の取り組みを尊重しつつも、現実の柔軟な対応で必ずしも土曜日の利用を求めない保護者については、土曜日開所していない施設も選択できるわけでございますので、そのような現実対応というのは重要な視点と思います。なお、その場合、改めて市長の1人として申し上げますが、市や町村がしっかりと利用者支援を取り組むことによって利用調整を図ることが前提となります。ただ、選択の幅を広げつつ幼稚園及び幼稚園型認定こども園の取り組みが土曜の開所、閉所によって可能性が閉ざされることがないように、むしろ子どもたちに質の高い幼児教育やこども園の取り組みがなされるようにということで、今回の提案を重く受けとめ、これが重要ではないかと考える立場です。

次に55ページから59ページ、「障害児の受け入れ促進について」です。従来の財政支援による対応を基本としつつも、資料1の15ページに「療育支援に係る補助者に対する加配等、質の改善」に関しての御提案も含まれておりました。これは大変重要でございまして、ぜひ配慮をお願いしたいと思います。

なお、64ページに公認会計士等による監査の費用の取り扱いについてございまして、これについては現在の私学助成の取り扱いを踏まえて公定価格上、評価しているということは重要です。関連して申し上げますが、保育所については現状、自治体がしっかりと監査をさせていただいておりますので、そのこともあわせて申し上げます。

次に、保育の「質の改善」にかかわりますことで、4のその他の論点についての80ページ以降について意見を申し上げます。80ページ以降に地域型保育事業について書いていただいておりますが、特に80ページ、定員19人以下の小規模保育事業や事業所内保育事業のB型について、「保育士資格取得のインセンティブを設ける。そしてA型への移行を促すことが公定価格上の加算」として指摘をされております。これは極めて重要で、まさに「量的拡充」だけではなくて、「質の改善」に結びつくインセンティブの指摘でございます。

あわせて83ページでございますが、管理者を設置する場合あるいは管理者は設置しないけれども、事務の設置をする場合、どちらかでございますけれども、管理者にかかわる費用についても設置を促す意味で加算ということが対応方針案に示されています。このように大変重要な職員の質、管理の質を高めるという指摘については、公定価格を検討するときに進めていただければと思います。

最後に申し上げます。全体として実はこれまで「質の改善」においては市町村ももちろん努力をいたしましたけれども、都道府県が地域事情に応じてきめ細かく「質の改善」に

向けた取り組みをしていただいていたということも大変かけがえのないことです。今回、国の新しい制度になることによって、全てが国の公定価格の中で反映されないかもしれません。「実施順」というものもございます。そういうときに都道府県がこれまできめ細かく進めていただいていた「質の改善」に向けた取り組みを維持していただくことも大事ではないかと思います。市町村の声を反映して地域事情に応じて、国とともに連帯して要望するとともに、都道府県もぜひこれまでの「質の改善」への独自の事業についても、継続をお願いしたいと思います。

なお、市の立場では来年度の取り組みに向けて公定価格というのは極めて重要な要件でございますので、これは座長にお願いでございますが、委員の皆様の意見を反映していただいた上で、できれば3月中にお取りまとめいただくと、現場としては大変ありがたいし、そのことを踏まえて保育園の皆様、幼稚園の皆様、こども園の皆様、さらに保護者の皆様に適切な広報ができますので、拙速はいけませんけれども、ちょっと現場の時間感覚もお話させていただきました。

よろしくお願いたします。以上です。ありがとうございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

最後の点は、開催日のことも含めて検討させていただきます。

それでは、駒崎委員、お願いします。

○駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。

意見書を出させていただいておりますので、それをもとにお話させていただけたらと思います。

まず資料1の16ページに書かれております減価償却費、賃借料等への対応についてです。小規模保育等は自前で土地を買って、そこに上物を建ててということとはしません。ほとんどが賃貸物件になります。その場合、やはり東京と沖縄あるいは北海道と神奈川では賃借料は違ってまいります。ですので現行の施設整備費などと同様に地域区分を設けていただいて、地域事情に合わせた適切な賃貸補助体系にさせていただくことが、よりよい補助金の使い方になるのではないかと思います。

次に、小規模保育についてです。資料2の80ページに先ほど清原市長も御指摘されましたA型移行のためのインセンティブを設置していこうというアイデアに関しては、私どもも同意いたします。ただし、A、B、Cとある中でC型においてもきちんと必要な担保をしなくてはなりません。そのためにはC型に勤める方々がちゃんと生活できるような、そしてキャリアアップしていけるような形でなければいけないと思いますので、C型をも健全に事業が営めるような制度であることをぜひ御配慮いただきたいと思います。

資料2の83ページも先ほど清原市長が御指摘いただきましたが、管理者配置あるいは事務加算を行うことに関しては賛成であります。管理者配置 or 事務加算ということで両方は持てないということなのですが、両方持つ必要はないかなと思います。管理者が配置できるような場合は、その人に事務をやってもらうということで、重複する必要はないかなと

思います。

資料1に戻りまして14ページです。障害児加算に関してです。小規模保育の障害児加算なのですが、これはつけていただいて大変ありがたいですし、また、今、認可保育園等だと一般会計に入ってしまったので、そこで取りこぼしてしまう障害児を何とか地域型保育で受け入れて、どんな障害を持っている子でも保育が受けられるふうにしたと思うのですが、一方でこの特別な支援が必要な児童2人に対して保育士1を配置ということなのですが、この場合、例えば重身児等の場合は児童1人の保育士が1人につき切りになってしまうことが十分考えられます。ですので、できれば障害程度によって区分をつけていただいて、障害の軽いお子さんに関しては2人で1人ということでもよろしいかと思うのですが、中度以上の障害が重い子に関しては1：1でできるようにしていただけないのかなと思います。どんな障害を持っていても等しく保育を受け入れる権利はあると思いますので、工夫いただければと思います。

次に居宅訪問型に関してです。資料2の33ページで定員区分を設けないのはどうかということなのですが、さすがに1：1なので定員区分も何もないのかなと思いますので、これに関しては同意いたします。

資料2の80ページ、居宅訪問型、基本的にはさまざまな方々が行けるという制度になっていますが、保育士が行くことによって質が向上するのではないかということに関して、そしてそれに対して加算をしていこうというアイデアに対しては賛成です。ただ、居宅訪問型の場合、対象の多くが障害児ということもあります。そうした場合、保育士だけが加算となると実態と合わなくなってしまうことが考えられます。つまり看護師等が行く場合が十分考えられますので、加算には保育士等ということでも看護師もきちんと含めていただくことが妥当なのではないかと思います。

さらに、この資料の中にはないのですが、障害児家庭の中には居宅訪問型で家に来てくれるのも大変ありがたいけれども、できればほかの子とも交流があってほしいと言われる御家庭があると思います。そういったときに訪問先を居宅に限らず、居宅訪問事業者の責任においてですが、保育所等施設にも訪問できるという形ができることによって、例えば加算がどうしても2：1になってしまったみたいなきても、居宅訪問型の保育士さんに来てもらって、保育園の中でマンツーマンで見てもらいましょうということが可能であれば、重身児等も光が当たるのではないかと考えておりますので、そうしたフレキシブルな運用が可能な形で政省令をつくっていただけたらいいかなと思います。

最後に処遇改善、キャリアアップについてですけれども、こちらは以前、山口委員もおっしゃられていましたが、現在の民改費は認可保育所勤務経験がカウントされていくという仕組みなのですが、新制度においてはさすがにこれでは不適切かなと思います。幼稚園教諭としての経験や、あるいは今は認可外扱いされていますが、小規模保育所等の勤務経験もきちんとキャリアと見なしていただくことが重要ではないかと思います。認可保育所だけがカウントされてしまうと、いろんなところでさまざまな子どもを見てきたと

いう多様なキャリアを歩んできて人をないがしろにしてしまうことにもつながりかねませんので、ぜひそうした形で門戸を広げて頑張っている保育所の人たちに報いる制度にしていただけたらと思います。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、榊原委員、お願いいたします。

○榊原委員 ありがとうございます。榊原です。

何人かの委員から財源についての御指摘がありますように、同じように財源の問題が解決されなければ、どれほど質の議論をしても仕方がないというところに来ていると思います。資料1において量的拡充と質の改善についてということで、必要な費用の試算を示していただきました。ここに盛られたものについては、私たちの4月からの議論をきちんと踏まえたものになっている、つまり最低限の基本の基盤整備はこれぐらいのものであるというものが、この1.1兆円分であると示されたと考えております。つまり当然これぐらいのものは整備していくということが、社会保障と税の一体改革においても約束されている内容であることを確認したいと思います。

その上で財源問題、キャリアアップしていく仕組みが大事であるとか、皆さんからいろいろな御意見が出たことに私はほとんど賛成です。その上で国民目線に立ったときにも消費税を5%もアップし、12兆、13兆というような大きな負担を国民に協力を求めたときに、たった7,000億が子どもに割かれるというのは国民の感覚と違うのではないかという思いを新たにしております。

子どもの危機的な状況、少子化の状況というのは待機児童が多い都市部だけではなく、地方においてなお一層危機感を持って受けとめられているということが弊社の世論調査においても少子化の危機感についてアンケートを求めたところ、9割の国民が少子化の状況について危機感を持っているという回答がありました。つまり、ほかのさまざまなテーマについて聞く以上に、より共通した危機感が国民の中で共有されている。そのときに7,000億という財源の規模はかなり違うのではないか。そここのところについて政府側できちんとした責任を持った対応をとっていただくことが必要であると思っています。その上で質の議論もできると思っているので、意見を幾つか言わせていただきます。

資料2の68ページのところ、今まで余り議論されていない夜間保育についても記述をいただきました。夜間保育というのはなかなか余り行っていない認可保育所などがないので、見えにくいかもしれませんが、私は新宿で認可保育所として夜間保育をやっているらっしゃる施設の方に、一体どういう方が利用しているのかということのをこれまでも何度も伺ってきました。利用者はすぐ近くにある歌舞伎町の飲食店で働いている方ももちろんいるのですが、固定の利用客は霞が関の中央省庁の官僚の方たち、警察官、マスコミ、医師などだそうです。

つまり、社会全体がこれだけ24時間化している中で、そうした働き方を要求されている

人がとりわけ若い世代に多い。その受け皿になっている。そこをベビーホテルだけに任せておくのではよくない。もしこういった夜間保育にきちんとした支援を行っていかないのであれば、若い世代が24時間労働に駆り出される状況こそ規制していくべきであって、それが行われていない現段階では、夜間保育についてもきちんと手当していく必要があると思います。

2点目が80ページのところです。先ほど清原委員が御指摘なさったように小規模保育、家庭的保育等においても保育士比率を上げていく、インセンティブをつけるということに私も賛成です。

次が93ページのところからの利用者負担に対する考え方です。財源がない中には利用者にも利用時間と所得の高低に応じた負担をいただくしかないという議論になりがちであることは理解をしているつもりですが、改めて99ページあたりに示された保育認定を受けた子どもの利用者負担のイメージというところを目にして、これは普通の社会保障が成熟した国々にはないシステムだなという思いを改めて思いました。

例えばフランスは所得階層にかかわらず、全ての親は家庭的保育も含めた保育を利用する人は、月一律2万5,000円になるように税と社会保障において調整されていますし、それは北欧などにおいても同じようにされていると聞いております。つまり保育が家庭の困窮度に応じて福祉的に供給されていた困窮対策、救貧対策であった時代の福祉制度で、こういうふうな所得階層に応じた利用者負担をとるということになっていたのは、そういったものであったのだらうと思いますが、今、こうした消費税を投じてよりユニバーサルな支援に転換させていくときにおいてすら、救貧対策の根っこを残しておくのでいいのか。極力こうしたような所得階層に応じた高額な取り方というのは是正していく方向で考える必要があるのではないかと。

例えば月々1人の子どもに6万、8万、10万といったような利用料を求めるような制度では、経済的に力のある家庭ですら2人、3人、4人と子どもを望むことは難しいと思われれます。フランスがなぜ少子化対策で成功したかという、ある程度の経済的な余力がある家庭、子どもをたくさん持つ力のある家庭にたくさん産んでもらえるような施策を講じたから、多子の家庭が増えた。そこに成功の要因があると聞いており、日本が本当に少子化対策としてもこの施策を取り組んでいくのであれば、このところもこのままではなく、より改善したシステムに転じていく目線が必要であると思っています。

100ページにあります多子軽減を幼稚園にも導入していくことに私は賛成です。ただ、この対象となる家庭の条件が3歳から小学校3年生までの6年間というふうに非常に限定的になっているというのは、今回は無理でも将来的に拡充していくことが、それは保育園においても幼稚園においても必要なのではないかと。6年間の間に3人全員産んでしまわなければならないというような、そのことを家庭に要求する必要性があるわけではなく、財源の制約がこういうことを求めているということだと思いますけれども、子どもをたくさん持ちたいという人たちが安心して持てるような制度に転じていく。そういったような将

来的な見通しも必要であろうと思います。

幼稚園に対しても、さまざまなこうした福祉的な観点からの見直しが今回、新制度において移行していただく幼稚園においては導入されます。それは大変この少子化、子育てのいろいろな困難が広がっている時代において大切なことであり、幼稚園に対し、私も大変大きな期待を抱いている1人です。ただ、そうしていく場合には104ページにあるような実費徴収についての議論は、やはり節度を持ったものにする必要があると思います。よりユニバーサルな子育ての支援拠点に幼稚園も新制度の中でなっていっていただく場合には、青天井で実費徴収が行える状況は違うと思います。

保護者が同意すればというのは、その段階での保護者であって制度を恒久化していいという話ではないはずなので、より適切な節度のある仕組みにしていっていただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

坂崎委員、お願いいたします。

○坂崎委員 日本保育協会の坂崎です。

資料1の13ページの2区分、また、12ページの職員の定着についての意見を述べたいと思います。

今回、待機児童解消加速化プランによりまして、平成29年度まで約40万人の保育の受け入れ枠を整備し、待機児童を解消することが最大の課題であるとなっております。一方、これに伴いまして現在の保育士不足が深刻な状況にある都市部にかかわらず、地方においても非常に保育士の確保は困難になっています。プランが達成できるかどうかは、保育士の確保いかににかかっていると云っても過言ではなく、新制度の行方を大きく左右する課題であると考えています。

保育士不足の要因としては、保育士の新規の資格取得による保育所への就職を高めるための対策や、結婚や子育てのために若くして離職し、保育現場に戻ってこないなどの職場環境の改善が必要であります。今回は保育士の労働条件の改善、処遇改善が最重要の課題であると考えています。

保育士の職員配置に関しましては、昭和55年当時のいわゆるベビーホテル問題、このときに保育所の11時間の開所時間の考え方と、11時間の開所時間を超える延長保育に対する補助制度というものが創設されています。保育所運営費における保育士の配置は、保育所の最低基準である8時間の保育時間を基準に算定されています。8時間を超える11時間までの保育は開所時間として扱われていて、保育所運営費上では保育士の算定がなされないまま現在まで至っていると思います。

詰まるところ、先ほど言った3時間につきましては、延長保育基本分として延長保育事業において1名分の保育士が別途措置されているだけであって、現実的に3時間を超えたところは、いわゆる先ほど言ったような運営費上の保育士の算定がなされないままだと思

っております。

したがって、保育士の労働条件の改善については、保育認定の2区分に応じた11時間の保育標準時間の対応について改善を求めるとというのが当然であります。新制度では今回、保育標準時間認定と保育短時間認定の2区分の仕組みは、経営実態調査による保育所等の実態を勘案した上に定められたと思っています。保育標準時間は11時間に保育を対応するためのものであって、施設の施設運営基準における保育標準時間認定に係る職員の配置基準は、子どもの年齢区分に応じて11時間分、きちんと常勤換算の保育士を配置できる水準に改善をするという考え方が基本的であって、そのために必要に要する費用を保育標準時間認定に係る公定価格と考えることが当然だと考えます。

特に現行での保育時間8時間は、全て子どもの保育にあたる、そのもののためであって、保育記録や連絡帳や教材準備時間に時間が組み入れられるような形にはなっていません。その意味では今回の保育短時間の認定が、これらのことも含めた形で公定価格が改善されていくのが基本だと思います。

本来であれば延長保育の基本分をこのような形で今回示していますが、それらのお金については延長保育の円滑な運営を確保するための給付や、また、延長保育事業そのもののいずれかにより継続して措置する必要があるものだと考えます。

2つ目です。次には職員の定着確保の仕組みとして職員の処遇改善とキャリアアップのことでございます。これらの処遇改善とキャリアアップというのは推進が並行して行われることが重要だということは、たくさんの方々が今まででもお話をしました。平成25年度以降、処遇改善交付金として、保育士1人あたりは月額8,000円から1万円の処遇改善が行われています。保育士の賃金は全雇用労働者の給与と比較して55%程度であり、月10万程度の開きがあると言われております。この格差は全体的な給与水準の低さと年齢構成の違いとの両面の要因が考えられますが、現在の処遇改善交付金の水準では不十分であるというのは前回も話をしたとおりです。

1人当たりの処遇改善額で言えば、例えば介護福祉士はこの数年間で約3万円ぐらいの改善が行われたと承知しております。そういうふうにと考えると、現在の月額1万円程度の改善額が妥当とは思われません。また、平均勤続年数につきましても、幾方から話がありましたように、私も12月16日の合同会議で日本保育協会の意見書として民改費、処遇改善費における職員の平均勤続年数の区分について、保育所の上限は10年以上、詰まるところは保育所以外の児童福祉施設が14年以上を上限としておりますので、最低限この14年というのを確保できないかと思っています。

最後でありますけれども、今回この資料1の表題というのは量的拡充と質の改善であります。質の改善ということはよく改めるということでありますので、現行として不備があるので改めるわけであります。詰まるところその質の改善におきましても量の拡充も含めて1兆1,000億かかると言っておりますので、その分につきましても財源を政府与党を中心として確保してくださることは当然でありますし、この質の改善を経て質の向上という

ところにいくのがこの世界の大きな課題だと思いますので、そのことにつきましては強く希望したいと思います。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、坂本委員、お願いいたします。

○坂本委員 公益社団法人全国保育サービス協会の坂本でございます。

私からは資料2で幾つかお話させていただきます。

33 ページ、定員区分の考え方、地域型保育事業につきましては、こちらの資料どおりで賛成させていただきます。

46 ページの処遇改善については、前回も同じことを申し上げましたが、キャリア加算される対象施設について意見があります。保育士等が保育士のキャリアの勤続年数として加算される対象として、認可保育所等だけではなくて小規模保育や事業所内保育所、幼稚園、また、これから新たに居宅訪問型保育や、家庭的保育、認可外保育施設など多様な保育サービスも対象にさせていただきたいとお願いいたします。勤務施設の種類や設置主体等の法人格の違いによらず、有資格者である人たちが公平に取り扱われるようにということをお願いしたいと思います。

次に 80 ページ、地域型保育事業におきましても管理者や事務員が施設型給付と同様に取られることは、公平であり大変ありがたいと思っております。また、居宅訪問型のコーディネーターにかかわる事務経費につきましても評価していただくことについて、本当にありがたいと思っております。コーディネーターの役割というのは利用者・子どもの詳細をしっかりと聞き、そこに適切な保育者をあてがっていく。さらにはその保育の内容がいかにも質を高めていけるかというところまで助言したり努めていくものですので、ぜひともしっかりとした評価をしていただきたいと思います。

最後に 104 ページの上乗せ徴収のところですが、2つ目の○におきまして小規模保育事業などにつきましても上乗せ徴収を認めていただけることになっております。私はこれに対して賛成したいと思います。もちろん適切な費用でなくてはならないと思いますが、よりよい保育サービスを提供していくことにおいて、特徴ある保育というものをできる体制、仕組みづくりということに賛成したいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 全国保育協議会の佐藤です。

量の拡充については、箇所数や人数を示していただいたが、質の改善についても必要となる人数等積算の根拠を示していただきたい。それをもとに、早期に改善を求める事項が明らかになってくるとおもわれるので、ご検討をいただきたい。保育短時間認定の利用者負担は、保育標準時間認定の95%程度に仮置きした場合の所要額が示されたが、利用者の

負担を少しでも軽減するためにはこの割合を低くするべきではないか。

次に、公定価格・利用者負担の主な論点における、保育必要量との関係では、現行の保育所運営費の水準を保育短時間のベースとして検討することは、これまでの職員の勤務体制の改善への契機になると思われるので賛成する。論点2の認定区分が異なる子どもが利用する施設の取り扱いについて、「教育標準時間認定を受ける子どもの人数と、保育認定を受ける子どもの人数を分けて設定することとしてはどうか」とあるが、定員全体の中で教育標準時間を設定しない2号認定、3号認定だけの幼保連携型認定こども園が存在することとなるのか、今一度確認したい。

年間を通じた学校教育・保育の提供について、対応方針案では、教育標準時間認定の公定価格の設定について「夏季休業中の長期休業期間中であっても研究や研修等が行われている点を踏まえて、職員の人件費、管理費、年間を通じて算定することとしてはどうか」とあるが、保育所は夏季休業もなく、日々フルタイムで子どもの保育を行っている。質を上げるための研究や研修の機会も、そのための代替職員も十分確保ができない状況である。施設類型を問わず質の向上が図れる体制をつくるべきである。

減価償却費について、数カ月前までの資料には「公定価格の基本的な考え方の中に施設の減価償却費の一定割合に相当する費用等について算定する」との記載であったと記憶している。もともと施設整備費は公定価格の中に減価償却費相当分を組み入れるという考え方であったが、今回「施設整備費補助の対象外法人や賃貸方式の施設・事業に対して減価償却費の一部を給付費として加算してはどうか」との対応方針案が示された。改めて施設整備費と減価償却の考え方を確認したい。

事務処理体制について、現行の保育所では事務職員の雇い上げ費は週3日程度であるが、市町村からの委託を受けて保護者から保育料の徴収を代行したり、市町村にかかわって保護者に必要な書類の提出を求め、それを市町村に届けるといった事務処理をすでに行っているところもあり、月曜日から土曜日まで週6日の開所が求められる中で対応している。そういった実態をふまえて、保育所における事務処理体制について、手厚くしていただくよう検討いただきたい。上乗せ徴収については、これまで一貫して反対を表明している。仮に上乗せ徴収を認めるとしても、一定の経過措置期間を設定するなど考え方の見直しが必要ではないか。また、資料には、上乗せ徴収の例として入園料に記載がないが、入園料は対象外としたと理解してよろしいか伺いたい。

○無藤部会長 幾つか御質問は後でまとめてお願いします。

それでは、鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 家庭的保育全国連絡協議会の鈴木です。

資料2の家庭的保育事業に関することについて、6点発言させていただきます。

16 ページ、家庭的保育事業においては、年齢区分は設けないことに賛同いたします。毎年入室する子どもの年齢が異なることや、年度途中の変動もあることから、年齢区分を設けることによって定員を満たせなくなることを懸念しております。

33 ページの定員区分は、設けないことに賛同いたします。

また、80 ページの保育士という資格を生かして保育をすることに評価を与える仕組みについても、賛同いたします。

81 ページの連携施設への評価については、質の改善で対応することに賛成です。

83 ページの管理者、事務体制について、事務経費について加算があることを評価します。

84 ページの家庭的保育補助者の配置について、保育を受ける子どもが3人以下の場合の補助者に対して、補助者が事務を兼務することは可能であると考えております。調理員については別途検討する案に賛同しております。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 ありがとうございます。日本労働組合総連合会の高橋でございます。

私は資料2の「公定価格・利用者負担の主な論点について」に関して2点意見。それから、1点質問をさせていただいた上で後ほど意見をもう一点述べたいと思います。初めに45 ページからの「処遇改善、経験年数等に応じた公定価格上の評価、キャリアアップについて」に関してですが、これも数人の委員の方が述べられておりますし、私もこの間、再三申し上げていますが、職員の経験や能力発揮、キャリアアップ、生計費等を考慮した一定の賃金上昇を担保する水準を設定すべきであると考えます。また、定年まで働き続けられるような措置が必要であると考えますし、そのため民間保育所については現在48 ページに示されていますような、現在の水準を下回らないことや、勤続年数をさらに伸ばすことを検討すべきだろうと思います。給料表の作成など事務所側の努力も必要ではないかと思えます。

次に70 ページですけれども、「定員を恒常的に超過している場合の取り扱い」が示されておりますが、これはあくまでも暫定的な対応のための取り扱いということであって、施設が不足しているのであれば、市町村事業計画に基づいてきちんと計画的に整備をしていくことが大前提だろうと思います。

3点目、これは1点まず質問をさせていただきたいのですけれども、上乗せ徴収について、これも複数の委員の方が言われていましたけれども、私もこの上乗せ徴収については非常に慎重な立場で意見を言ってきております。104 ページの②の「上乗せ徴収について」の3つ目の○でございますが、「その上で、低所得者世帯をはじめとする地域の子どもが、円滑な教育・保育の提供が可能となるような提供体制の確保方策について、例えば、公立施設の活用や児童福祉法に基づく措置制度の活用など、制度の実施主体である市町村において運用上対応することも可能としてはどうか」という書きぶりになっているのですが、これは具体的にどういように考えたらよろしいのでしょうか。そのことを1点質問させていただいた上で、後ほど意見として1点述べたいと思います。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、溜川委員、お願いいたします。

○溜川委員 全国認定こども園連絡協議会の溜川でございます。

事細かにこれまで申し上げてきましたことにつきまして、かなりいろいろなものを含めていただいていると認識しておりまして、まず御礼申し上げます。

私はここで前回申し上げましたことをもう一度述べたいことがございます。それは何かというと、まず具体的に申し上げますと、特に私の立場は認定こども園という立場でございますので、その立場から申し上げますが、現行の認定こども園を平成 18 年度から続けてきた経験から申し上げますと、やはり事務量の増大というものについては強く申し上げなければなりません。

これは認定こども園に特化したことでありまして、そのことについては多くの委員の方々の御理解を得たいと思います。それは何かといいますと、当然直接契約にかかわることでございます。この直接契約ということになりますと、実は認可保育所に対する同等な書類といったものを各施設が独自にそれをつくる、整備しなければなりません。そして常にそれに対して対応することが求められてきました。そういった労力というものはかなりのものがございます。

それから、保護者からお預かりするといいますか、提出していただく源泉徴収票や確定申告書の写しといった、かなりプライベートな部分が濃い大事な書類を各施設が独自に管理し、そして、それを適切に処理していくというようなことは、かなり重たい仕事でございまして、これは市町村がやっていただける仕組みとはかなり違いがあるということについて、御理解賜りたいと思います。

そして、また園長、これは保育所さんも恐らく同じだと思います。あるいは幼稚園もそういったものを抱えている部分がありますが、この事務を場合によっては施設長や主任保育士といった方たちがそれを担っているという現実がございます。こういったものから逃れ、このような職務の方が本来の職務に十分入れるようにするためには、やはり事務的な処理というものをきちんと確立することが前提でありまして、これについて多くの皆様の理解をいただきたいところです。

そう申し上げますのも、これまで今回の資料 1 で量的拡充、質の改善といった資料にございますが、ここにこれまでの社会保障審議会その他の会議で指摘されたマークがついています。星印だとかいろいろなマークがついておりますが、そういった会合で私どもが今、申し上げたような細かな事務的なことは余り多くは触れられていないと思います。したがって、そういう会議では特に取り上げられてはいなかったのか、資料 1 の 16 ページを拝見いたしましても、事務負担への対応というところは全く無印でございます。しかしながら、この制度、まさに保育の質を高めるあるいは向上させるといったことには、バックグラウンドである事務方の仕事というものをきちんとおさめる必要性、重要性といったものを重ねて申し上げさせていただきたいと思います。この複雑な、要するに委託業務とは違う私どもが直接契約に伴う事務といったものについて、ぜひ比重を増していただきたいと考え

るものでございます。

また、これまで私どもが申し上げてきた事柄の多くのものは、実はそういった事務的なものが多くかかわることがございます。つまり制度の違いによって今までいろんなことについて苦労してまいりましたが、幼保制度の違いを工夫によって解決していくことについての事務はかなりございました。

これまでもお話させてもらいましたが、社会保険の加入の問題。それから、退職金制度への加入の問題といったものも事務方としての大きな問題でございまして、特にこれは保育者の皆さんの処遇ということにも大きくかかわることでもあります。この制度の違いによって生じる、いまだ解決されていない問題があります。社会保険制度に入れれないといったこととか、退職金制度に加入できない、あるいは制度の違いによるより負担の大きい措置をしなければならないということが残されております。こういったものは都道府県レベルのものであるということもわかってまいりましたが、しかし、都道府県レベルがそれを定める上においても、あるいは機構といったような機関が定める上においても根拠となる法律がございまして。そういった法律の見直しについて担当部局としては積極的に働きかけたい。そして関係部局の国の皆さんはそれに対して大いなる理解をいただきませんと、新制度がスタートいたしましても、結局これが取り払われないうことで大変難しい問題が残ります。ですから新制度の発足と同時に社会保険の加入あるいは退職金制度の加入といったものは解決していただかなければならない問題でございまして。こういったものに対する事務的な苦労というものもしてきたことを、もう一度申し上げさせていただきたいと思っております。

また、かねがね申し上げてきた重複する事柄については、制度の発足時でないといままでのことの整理整頓ができません。チャンスであるので、ぜひお願いしたいと言ってきましたが、今回いわゆる公認会計士の会計監査と行政による指導監査というものに対して、会計業務については考えましようかといった文言を組み入れていただきました。とてもありがたいと考えております。それを象徴的な事柄とし、ぜひ本新制度移行に当たっては重複する内容あるいは省けるものは省くといったものについて、果敢に取り組んでいただきたいということをお願いいたしまして、終わります。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、月本委員、お願いします。

○月本委員 全日本私立幼稚園 PTA 連合会からまいりました月本です。

3点ほど発言させていただきます。地域の子育て支援、養育支援について、幼稚園が地域の子育て支援や養育支援を行うことができるようにするためにも、学級を担任しない主幹教諭等の配置を促進し、主幹教諭がこうした業務に専念できる環境を整える必要があります。このため、学級担任を持っている主幹教諭等が専任化できるような職員配置の措置を行うとともに、地域子育て支援、療育支援を行えるような支援を進めていただきたいと

思います。

2点目は、低所得者世帯の負担軽減について。子育て世代にとって教育・保育の経済的負担が重くなってございます。消費税が増税される中で、低所得者を中心として幼稚園や保育所の保育料負担を軽減することが求められております。全ての子どもたちに質の高い幼児教育・保育の機会を確保することが新制度の大きな目的であるならば、こうした観点からもぜひとも実現するべきと思います。

3点目は給食についてです。多くの幼稚園で給食は実施されています。これに公費を入れるということであれば、主食、副食といった食材費については保護者から実費として徴収し、調理員の人件費等については公定価格の対象とすべきであると考えています。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、古渡委員、お願いいたします。

○古渡委員 全国認定こども園協会の古渡です。

今日は視点を变えてお話ししたいと思います。

まず1つ、今の調理員の問題なのですけれども、多分、公定価格で見るという観点の中で大事なものは、調理員の仕事だと思っております。

例えば町全体で管理栄養士さんがいて、その施設施設で給食をつくるような施設、または単独で例えば今、お話ししましたように管理栄養士さんと調理員さんといったような職種の違いがその場においてやっている場所というものがあると思うのですけれども、そうしますと多分、仕事の内容は全然違うと思われま。そういう意味では調理員の定義をもう少し明確にしたほうがいいのではないかと考えております。

もう一つ、これは調理員にすごく大事なことだったのですけれども、ぜひこれは副大臣にぜひお願いしたいのですが、例えば福島の実況で考えますと、逆に調理員プラス検査員が必要なのです。放射能を検査する。これは公定価格で見ると問題なのか、今回のいろんな復興または原発関係のほうで見ていただくのか、もしかすると今、市町村はある意味でその人件費と機械を購入し、保育所等々に対しては給食をやっている施設に関してはやっておりますけれども、今後、認定こども園またはその保育所等の施設が拡充していきますと、もしかすると今お話ししましたような検査する方または調理する方、また、今お話ししましたように給食全体を見る方というような、実は調理そのものがかなり複雑化していると思っております。そういう意味では調理員の定義というのがもしかすると必要なのではないかと考えております。

あともう2点目なのですけれども、先ほど榊原委員からお話があったように、利用者負担のことなのですが、我々認定こども園というのは逆にいろんな保護者の方から相談業務とかたくさん受けてきます。そうしますと、利用者負担に関してもかなり丁寧な説明をしていかなければいけないと思っております。そう考えますと、ぜひ5段階でも8段階でもそれはいいと思うのですけれども、本当に保護者の方たちがわかりやすい、理解しやすい表

を設定した上でいかないと、なかなか多分現場の中で説明するというのは非常に難しいと  
考えています。そういう意味では確かに一律にしていればベストだと思うのですけ  
れども、いろんな意味で、とにかく保護者の方たちがわかりやすいものにぜひつくり変え  
ていただきたいと思っております。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、北條委員、お願いいたします。

○北條委員 全日本私立幼稚園連合会の名前で意見書を提出しております。この意見書並  
びに資料2について申し上げたいと思います。

その前提として前々から申し上げているところでございますが、私どもは子ども・子育  
て支援法、また、改正が予定されております認定こども園法一部改正、この法律について  
十分国民の利益を尊重したものとなっているとは考えておりません。今後、適切な法改正  
が必要だと考えております。

その子ども・子育て支援法について言えば、第19条の規定というものがそもそも国民の  
法のもとでの平等を損なっていると考えております。先ほど奥山委員からも御指摘があっ  
たわけでありましたが、3歳未満、家庭で保育を受けているお子さんに対する支援というも  
のが、このたびの量と質の問題を見ましても、3号子どもに対して支援される内容と比べ  
てはるかに見劣りのするものになっていると思います。また、ワーク・ライフ・バランス  
というものを実現することが前政権以来ずっと約束されてまいったわけでございます。こ  
れは現在も引き継がれているはずであります。子どもの最善の利益というのが基本指針の  
第一義であるとするならば、このワーク・ライフ・バランスの実現というのは実は最優先  
課題であると考えます。

それでお伺いをしたいのでありますが、家庭で保育をしているお子さんへの支援、また、  
ワーク・ライフ・バランスの実現については、この子ども・子育て会議の中で前向きに検  
討していくことになっていたはずであります。一体いつそれをやっていただけるのかをこ  
の場でお示しをいただきたいと考えます。

また、子ども・子育て支援法のもう一つの問題は、施設型給付そのものであります。こ  
れがさまざまな理由によって個人給付という形を取らざるを得なかったということについ  
ては、一定の理解をせざるを得ないのであります。しかし、これを個人給付とするならば、  
児童手当というものが別途ありまして、そこに1人当たり一律の支給また所得制限という  
ものが付されているわけでありまして、この児童手当と施設型給付、個人給付としての施設  
型給付との整合性というものを、当然1つの法律の中のことでありますからとらなければ  
いけないはずであります。

しかし、所得制限を厳しくするということを私どもが求めているわけではありませんが、  
このたびの仕組みを見ますと、所得制限というものが児童手当に比べて非常に甘いものにな  
っている。具体的に申せば、1つの例を申せば高額所得者に対する保育料負担というも

のが、低額所得者に比して相対的にはるかに軽いものになってくる。こういうことはおかしいのではないかと考えております。

認定こども園法の一部改正につきましては、言葉が過ぎるかもしれませんが、私どもは改正とは考えておりません。改悪と考えております。すなわち新しい幼保連携型認定こども園というものが従来認められていた柔軟性というものを失った。そして、現行法の上では幼保連携型認定こども園というものは幼稚園としての資格を持ち、また、保育所としての資格を持っているわけでありますが、そのいずれをも失ってしまう。こういうことがあっていいとは思いません。

また、この2つの法律のもとで大きな1つの疑問が今、私どもには浮かんできております。それは何かと申しますと、公立の施設が移行した場合は一体どうなるのかという問題であります。設置基準というものは、私立の施設に対しては御承知のようにまことに厳しいものでございます。しかし、公立施設についてはおおむね届け入れで済まされておまして、その施設がきちんとした基準を満たしているのかということは、実は明らかになっておりません。いろいろな実例を見ますと、はっきり言ってしまいますけれども、公立施設の場合には私立施設よりもはるかに設置基準を満たしていない施設というものが多く私どもは考えております。

これらの施設が例えば公立の認定こども園に移行する場合、この認可基準あるいは認定の基準をちゃんと施設としての基準を満たしているかどうかというのは、透明性を持って社会に公表すべきであります。しかし、現在の御説明を承っておりますと、単なる届け出で済ましてしまうということになりかねません。これでは私立施設よりもはるかに公立施設のほうに移行時に施設が子どもの利益に反するという状態を生み出しかねないというふうに考えております。

この意見書でありますけれども、これは3つの法律が施行されることを前提に少しでもいいものにしていただきたいという立場からまとめさせていただいております。読んでいただければわかるわけでありまして、2ポツのところ、1号認定子どもの施設型給付がいわゆる2階建てになっているという問題であります。これは実は根本的におかしいと思います。このたびの新しい新制度というものは、財源を幼稚園の財源、保育所の財源あるいは認定こども園の財源というものを全て一括してシャッフルして、そして適切に、公平に分けていくというふうに考えておりましたけれども、今、示されている案は残念ながらそういうものでは全くない。幼稚園に現在なされております私学助成と就園奨励費補助を、そのまま1号給付の公定価格の構造のほうに持ってきている。同様なことが2号、3号に保育所関係財源として横流しになっているというふうに、そういう形にしかなくなっていない。そのために幼稚園の公定価格の制度設計だけが2階建てになってしまう。これはまことにおかしいというふうに考えております。

その下にありますように、幼稚園と保育所の間における公平な仕組みというのが担保されておらないと思っております。事務負担のことが下のほうにも書いてあります。今、い

ろいろな方々から御意見がございました。そのとおりだと思いますが、これはやはりできることならば公私幼保認定こども園全部平等にするのが筋だと思います。施設型給付で直接契約という形になって事務負担が大変増すという事実であるならば、これは全部市町村でやっていただくというのが筋だと。しかし、先ほど保育所の先生から実際には保育所がやっているのだよというお話がございました。であれば少なくとも民間施設、私立の保育所、私立の幼稚園、私立の認定こども園においては、同じようにこの直接契約による事務負担はそれぞれの施設がするというふうにしていただかなければ、ずっと私どもが聞いてきた説明と一致しないということになっております。

2 番目については、書いてあるとおりでございます。

3 番目もお読みいただければよろしいかと思います。

資料 2 でございます。まず 2 ページでありますけれども、4 回目の発言になりますが、これは施設型給付の説明で私立保育所に対しては委託費として支払うと※印があつて、この施設型給付の基本構造は委託費も同様だというふうにして書いてあつて、このイメージが示されております。このイメージは構造が同様だという説明ではなくて、構造が違うという説明であります。このような不公平な取り扱いを含む法律というものは速やかに改正をしていただきたいと考えます。

次に 40 ページのところであります。最初の○のところ、「なお、新制度に移行しない幼稚園にも適用される幼稚園認可基準ではなく、公定価格の基準としてはどうか」という書きぶりでありますけれども、これは要するに私学助成のもとに残る幼稚園と施設型給付に残る幼稚園と扱いを別にするということであり、これは根本的におかしいので、同じ私立幼稚園が 2 つの仕組みの中にあるということ自体がおかしいわけで、まさにこれは 1 国 2 制度、ダブルスタンダード、こんなことを認めてはこの国の法体系というものはめちゃくちゃになってしまうと言わざるを得ません。

それから、給食についてもいろいろ出ております。私はコストのしかるべき割合全部を実費というわけにはいかないのはわかります。わかりますが、コストが非常に大きいというふうに承知しておりますので、そのコストをどこかの時点でちゃんと示していただいて、そのコストの中のどれだけを公定価格で見て、どれだけを実費負担にするのかということを図っていかねばならないと思います。どこかに 238 円とか何とかいう数字が出てまいりますけれども、実際に総コストとして見たらこんな安い金額でできるわけがないのであります。これはいわゆる学校給食についても同じことが言えるわけですが、相当の高額コストになりますから、その公費負担と実費徴収との負担割合というものを合理的に考えていただきたいと思ひます。

97 ページ、98 ページ、99 ページのあたりでありますけれども、ここのところに利用者負担額の新しい制度での変更が示されているわけであり、新しいほうの 3 ページとも階層区分のすぐ右のところに定額利用者負担と書いてあります。左側は現行の保育料となっております。あるいは現行の費用徴収基準となっておるわけであり、現

行は定額ではなくて、このたび定額になるというふうには私は思わないのですが、これは一体どういうことでしょうか。

それから、12月16日であったと思うのですが、会議の折に御質問をいたしました、いまだにお答えがいただけませんので、今日改めてお伺いをいたします。保育所の利用者負担について、この資料の中で従来から保育料という言葉と費用徴収基準という言葉と保育単価という言葉がでてまいります。保育所の先生方、また、厚労省の方はよくおわかりなのだと思いますが、それ以外の人間には何を言っているのだからさっぱりわからないのです。違いはどこにあるのでしょうか。

また、保育所運営費という言葉と委託費という言葉がこの資料の中にはいろいろなところで使われます。同じなのでしょうか違うのでしょうか。同じだったら言葉は統一すべきだと思います。それは保育料と費用徴収基準のところでも言えると思いますが、ぜひ御説明をいただきたいと思います。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、宮下委員、お願いします。

○宮下委員 ありがとうございます。全国幼児教育研究協会の宮下です。

まず資料1の量的拡充と質の改善のところでございます。6ページ、一時預かり事業についてですが、幼稚園における預かり保育は保育者の保育ニーズに対応し、重要な役割を現在果たしていると思っています。新制度では一時預かり事業、幼稚園型に移行することとされておりますけれども、引き続き今までの事業が適切に実施されるよう、量的拡充の確保と、市町村において確実に幼稚園に事業が委託できるような仕組みを検討していただきたいと思っております。

さらに質改善としては本制度の趣旨を踏まえ、一時預かり事業、幼稚園型を短時間就労者が利用する場合の利用者負担を軽減するような措置を盛り込むことが必要であると考えています。

次に11ページ、3歳児を中心とした教員配置の改善についてです。幼児教育、保育の質の向上は、幼稚園教諭や保育士の職員配置の改善が大きなポイントであると考えます。そこで幼稚園においても保育所と同等の年齢に応じた配置基準を前提としつつ、さらに3歳児の配置基準を15:1に改善する提案をぜひ実現してほしいと思います。さらに3歳児のみならず、4、5歳児の職員配置の改善も必要であると思います。

次に、公定価格・利用者負担についてです。まず基本的な考え方といたしましては、現在、私立幼稚園が私学助成や保育料負担により実施できている事柄を引き続き担保されるような公定価格での設定をお願いしたいと思います。

29ページ、定員規模との関係ですが、定員区分の設定につきましては例2と示されている内容が実態にも沿っていると思いますので、賛成です。

41ページ、職員配置です。幼稚園の職員配置基準は幼稚園の実態を十分に踏まえ、現在

の経営運営が成り立つような公定価格の設定をお願いしたい。また、加算等につきましては幼稚園が今まで行ってきたチーム保育を担当するための教諭を加算する等の仕組みを取り入れてほしいと思います。そのような意味からも 41 ページの提案には賛成です。

処遇改善ですが、46 ページです。幼稚園教諭についても民改費や保育士等処遇改善臨時特例事業といった保育士と同様の仕組みを設け、幼保間の格差がない仕組みとしてほしいと思います。また、保育・教育の質の充実のためにも、教員が長く勤められる仕組みやキャリアアップの仕組みを十分に考えていただきたいと考えております。

64 ページ、監査法人等の監査についてですが、監査法人等の監査につきましては公定価格に監査法人や公認会計士の監査を受ける必要を盛り込むことが必要であり、その取り組みを十分推進すべきだと思います。あわせて行政委託の仕組みではない幼稚園や認定こども園については、使途制限を受けないことも明確に示してほしいと思います。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

山口委員、お願いします。

○山口委員 一般社団法人日本こども育成協議会の山口でございます。

私から 2 点ございます。1 点目は意見でございます。2 点目は意見と質問です。

まず 1 点目、これは第三者評価についてですが、第三者評価のそもそもの目的は、当然ながら質の向上にあるわけでございます。ただ、どういうやり方で質の向上をするかという、1 つはその施設の状態というのを利用者等に公表することによって、事業者が自助努力でよくしていこうというのが 1 つかもしれませんが、実際に現場を運営して見ている立場からすると、主には事業者や職員が自分自身を第三者によってチェックしてもらって、改善するということが主な方法になっております。

例えば今年何ができて何ができなかったか。そういったことをチェックして、そして改善プランを出して、次に結びつける。いわゆる PDCA サイクルを活用しながら改善していくわけでございますが、それが 5 年とか 10 年というサイクルでは余りにも長過ぎます。例えば東京都の一部自治体では毎年補助を実施しております。今回の予算案の中では最低が 3 回になっておりますが、本来なら毎年予算をいただきたいわけですが、そういうふうにするとどんどん膨れ上がってきますので、その辺は妥協というか、せめて 3 年に一度というのは最低限のことでございます。4 年もあいてしまったら PDCA サイクルなんていうのは飛んでしまいますので、そういった意味で最低でも 3 年に 1 回の予算をつけていただきたいと思っております。

次に、これは先ほど溜川委員からも御指摘がありました退職制度のことでございます。退職手当共済制度というものが社会福祉法人にはございます。社会福祉法人に勤める保育士に対して退職金の共済制度がございます。これは医療機構として国費が 3 分の 1、都道府県の自治体の公費が 3 分の 1、つまり 3 分の 2 の公費が投入されているという制度でございます。

なぜに同じ社会福祉施設で勤める保育士が、社会福祉法人に勤めていなかったらこういった退職金が受け取れないのでしょうか。先ほど溜川委員は制度の違いという御指摘がありました。今の認可制度におきましては同じ制度でございます。社会福祉法人に勤めている職員だけがこういったメリットを受けて、それ以外の主体が経営している施設に勤務する職員がこういったメリットを受けられないというのは、余りにも大きな差別だと思っております。

もうおわかりのように、この制度は事業者、事業施設に投入される公費ではございません。これは全て職員、保育士さんたちが受容する制度でございます。この新制度を待たずに今すぐでもこういったことは改善していただきたいと思ひますし、新制度におきましては、これは当然イコールにさせていただくのが筋だと思ひています。ただし、この制度は18年度に同じ社会福祉法人でも介護分野に投入されていたものが、イコールフットという観点から投入されなくなりました。私はイコールにするために社会福祉法人にだけ優遇されているこの制度をやめてくださいと言っているのではありません。今、本当に保育士さんたちの処遇向上ということが重要だという中で、いつまでもこういった不公平なものというのは当然改善されなければいけません。それ以上に同じ社会福祉施設に勤める保育士さんたちに同じ制度が適用されるようにしていただきたい。そういったことが2点目でございますが、私はこのことは最近知ったのです。最近知って非常に腹立たしく思ったのですが、こういったことはほかにもあるのでしょうか。この辺は質問としてお願いいたします。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、吉田委員、お願いいたします。

○吉田委員 まず最初に、量的拡充と質の改善のところで何点か意見を言わせていただきます。

2ページの、これは私が以前言ったことかと思ひますが、ワーク・ライフ・バランスの推進をすることで延長保育、病児保育、場合によってはファミサポなどの所要額を減らせる可能性があるということだと思ひます。その所要額が減らせた分、質の改善に回すことも可能になるということが言えると思ひますし、その場合、政労使、もっと言えば立法府の国会議員など、そういう方々にワーク・ライフ・バランスを実現する覚悟があれば、ここを減らすことができると思ひます。ただ、その意向がないということであれば、逆にここは試算としてこれぐらいかかるというのはしようがないということになっていくと思ひます。ただ、やはりここを拡充することが現時点で必要ではないかと思ひます。こうならないためには、北條委員がおっしゃるように労働分野のワーク・ライフ・バランスの実現ということが喫緊の課題だと言えらると思ひますので、そういったこともまた厚労省側などと意見交換しながら、どういう状況で今、改革が行われているのかということを確認し合えることが大事ではないかと思ひます。

3 ページから 4 ページのところ、待機児童の解消ということで量を増やすということでやっておりますが、受け入れ側の体制をセットにしなければいけないという観点から、これが 12 ページとか 14 ページに書いてある職員の定着・確保の仕組み、あとは小規模保育の体制強化は、いち早く取り入れる必要があるのではないかというふうに思います。

続いて放課後児童クラブについてですけれども、これについて同じで量的拡充を行うとともに、保育所等の開所時間の整合性を高めていくことも重要です。保育所と学童の時間が違うので非常に困るという利用者側の声は非常に多く聞かれますので、ここはしっかりと整合性をとっていただけるように処置をしていただければと思います。

17 ページの低所得者のところです。ここは所要額が書いていませんが、ここの負担軽減拡充は重要だと思いますし、特にもちろんお金を持っている方がきちんと産むというのも大事ですし、低所得であっても子どもを何人も安心して産める環境も必要だと思いますので、そういった意味で多子軽減についてもあわせて講じていくことが、少子化の対策としても必要ではないかと思います。

最後に 22 ページ、社会的擁護についてですけれども、現在の社会環境や労働環境がこのまま改善されないということであれば、ここの質の改善ということが必要になってくるのではないかと思います。

今の特別養子縁組や養育里親の充実なども言われていますが、そこが急激に増えるということはないと思いますので、やはりここをしっかりと充実させていくことが必要だと思いますし、これも先ほど述べたワーク・ライフ・バランス、もっと父親が子育てにかかわっていくということにおいて、社会的擁護に必要な子どもが減っていくということも言えると思いますので、あわせてここにおいても労働環境の改善というのが求められていくのかなと考えます。

資料 2、45 ページ、46 ページのところですが、これも先ほどの職員のキャリアアップにつながるところです。勤続年数や経験年数に応じて加算額がアップしていくという仕組みそのものについては、私も賛成ということを言わせていただきます。ただ、それを担保していく仕組みをどうしていくのかということが重要で、ただ経験年数が長いだけということではなくて、しっかりそこにキャリアアップの仕組みもあわせ持つていくということが重要ではないかと思います。

97 ページから 99 ページの利用者負担のところですが、これについては教育標準時間認定においては公立と私立の現時点においては金額の差が大きいということも言えると思いますし、やはりここについてはもっと国民的な議論が必要ではないかと思います。例えば利用者 1 人当たりの保育についてどれだけ財政的にかかっているのかということ、もっと国民が知っていくことが重要です。現在の方法だと、保育料についてもゼロベースでそれを積み上げて幾らかという、そういう印象が強いということです。けれども、0 歳児には 1 人当たり平均的に月額 40～50 万円かかっていると言われておりますので、実際にそういう金額がかかった上で、実際の保育料はこれぐらいに設定していますよということ、利

用者がしっかりと知っていくことが求められていると思います。もちろん保育料で格差を是正してほしいという気持ちはありますが、榊原委員がおっしゃったような一律に持っていくという考え方も、それはそれで私は大事な考え方だと思いますので、やはりここはもう少し国民の議論が必要だと思いますし、そのためにはきちんと情報開示をしていくことが大事だと思います。

最後に入園料についてですが、これは104ページの上乗せ徴収の部分です。平均的に恐らく5万円から10万円ぐらいの入園料が幼稚園の場合はかかっているのではないかと思います。やはりこれも生活保護だとか、生活保護の場合は実際に払っていない場合があるかもしれませんが、低所得者層が入園料が高額だから入れないという場合もあると思いますので、新制度に移行する以上、そこも安心して受け入れられる態勢をとっていただけたらと思います。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、吉原委員、お願いします。

○吉原委員 社会福祉法人東京聖労院の吉原でございます。

資料1の質の改善、優先順位の検討に関してです。先ほど榊原委員から基盤整備という御発言もありましたけれども、基本はことごとく実施をするという前提で財源を考慮するのであれば順位づけではなくて、むしろ実施の時期であるとか段階ごとの事業の設定、分類ということになるのではないかと思います。また、その際に市町村のニーズ調査の例えば速報値であるとか中間のまとめ、あるいは抽出のデータといった資料、状況等を踏まえた検討が必要であると考えます。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 予定の時間が過ぎておりますので簡潔に1点だけ申し上げます。今日は年齢上の関係や保育の必要量の関係、それから、地域区分の関係など、公定価格に関するいろんな対応方針案が示されております。物によっては特定の教育・保育施設等それぞれの考え方がいろいろとある中でありますが、基本的には対応方針案に則った形で行うことを支持したいと思います。

そんな中で56ページ、障害者の受け入れについてであります。対応方針案の中で従来の財政支援措置により対応するという基本的な考え方が示されているわけですが、これは致し方ないところもあるわけです。現行、保育所の場合は交付税措置ということで一般財源化されておりますから、我々市町村の立場からすると、三鷹市もそうですけれども、特に不交付団体にとっては実態として非常に矛盾があるところなのです。そんな中、資料では、障害児保育の現状についてということで示されております。加えて、一般財源化の中身のことについて58ページに示されており、交付税措置の専門職員への対応ということで、障害児と保育士の2：1というふうに改善されていることは非常に評価に値することだと

理解しております。

59 ページでは、保育所等訪問支援の概要が示されております。現状においては、各施設等を訪問して相談、または支援することを前提として、個別給付で対応がされているように受けとめているのですが、このことがこれから非常に重要であり、拡充していかなければならない分野だと私は理解しております。これを例えば市町村でやった場合、個別給付という捉え方の場合は、手続上どのような形での対応になっているのか。また、市町村のこういう相談事業や指導事業において、現状では社会福祉士の資格や種々の資格を持った、スクールソーシャルワーカーという新しい分野の専門職が最近、活躍してくれております。そういう方々が、やはり重要な位置づけとなってくるのではないのでしょうか。

そのことが、一般財源化された中で交付税に措置されるからということになると、これからの時代を先取りした拡充の分野でありますから、市町村としては非常に取り組みづらい面も多々あるのではなかろうかと思うのです。そのようなことを踏まえて、先ほどの量的拡充と質の改善についてという資料の 20 ページに利用者支援事業というものが新設によって事業化されてくるわけでありましてけれども、ここにも情報の提供や相談、助言等についての支援事業ということが位置づけられております。こういうところに特化して市町村が取り組んだ場合、ソーシャルワーカーを置くことや、保育士と看護師等の専門的な分野の者がチームを組んでやっていくことは非常に大切で、それだけの給付を見てくれるとか、公定価格に反映するとか、そういうことがこれから社会的な要求として非常に強く求められてくることになるのではなかろうかと考えますので、この件、質問とあわせて今後の公定価格に対する対応を求めておきたいと思っております。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

大日向委員、お願いします。

○大日向部会長代理 ありがとうございます。

予定された時間まで残り少ないものですから手短かに申し上げます。この会議の議論を聞いておりますと、施設型給付事業に関してのお声、議論が多いように思います。もちろんその重要性は十分認めるものですが、しかし、新制度の特徴、趣旨からいたしますと、地域型保育給付の地域子ども・子育て支援事業に関しても、その充実の重要性が大きいということを述べたいと思います。

これは前回も同じ発言をいたしまして恐縮でございますが、とりわけ放課後児童クラブに関して、今日はどなたからも十分な御意見が出ていないかと思っております。放課後児童クラブは学童期の子どもへの支援です。乳幼児期、就学前の子どもへの支援の重要性はもちろん大きいのですが、学童期の子どもにもっと手厚い支援が必要です。それが同時に親の両立支援にもつながっていく。実施主体の市区町村からは施設の整備あるいは指導員の確保、研修に関して財源が不足だというお声が上がっているということも、改めて御紹介をしておきたいと思っております。

もう一つは利用者支援。これは奥山委員のペーパーと全く私は同感ですが、子どもとその保護者が新制度の多様な支援を適切に、かつ、十分に受けられるためにこれは不可欠です。ここにおきましても利用者支援をする人材の確保、養成は大変重要だと考えます。しかしながら、地域の子育て支援に携わる方々の研修とか確保、これは実施主体が市区町村になっていると思いますが、人ということに関してはなかなか見えにくい。見えにくいものに関しては見過ごされてしまうことがあります。新制度の鍵を握るのは人材確保、地域の子ども・子育て支援事業に関して人をいかに養成し、確保していくか。実施主体の基礎自治体に対して国もサポートし、また、見守ることが必要だと思います。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、幾つか御質問がありましたので、お願いいたします。

大臣、どうぞ。

○岡田内閣府副大臣 岡田広です。

今日もまた皆さんからいろんな御意見をいただきまして、本当にありがとうございます。12時から別の会合がありますので、先に退席をさせていただきたいと思います。

今日は実は9時半からということで遅れましたけれども、やはり今、一番御意見を聞いていて大変大事なものは、もちろん財源ということで一応、今日の財源の数字が出ているわけであります。私は金融庁のほうの副大臣もやっておりますので、今日9時半から経済成長実現のためにリスクマネーをいかに市場に供給していくかという金融審議会がありましたので、そちらに先に出て遅れましたこと、お詫びを申し上げたいと思っております。

皆さんの今日いただいた御意見、先週も政府、そして党でいろいろ協議をしているところでございます。今週もまた今日の意見をまとめまして、党とも政府とも協議をしていきたいと考えております。いずれにしても財源の確保が今、一番大事であり、優先順ということよりも実施順をしっかり決めて、そして国民の皆さんにもお示しをしていく。現場は三鷹市長さんからもお話がありましたように、できるだけ早くこの公定価格を決めていきたいと考えておりますけれども、さまざまな角度からこれは総合的な議論をしていかなければならないということで、できるだけ早くこれをお示ししたいと考えておりますが、実施順をどうお示ししていくか。そういう中であっても、これはどう工程をつくって計画をつくってやっていくかということもお示ししなければ、現場の皆さんの不安は消えていかないのだらうと思っておりますので、しっかり頑張っていきたいと考えております。

古渡委員から私に対しても1つ要望がありましたけれども、特に福島については調理員のほかに検査員ということで、この検査員は公定価格の中で取り込んでいる予算ではなくて、復興庁の復興交付金の中で、私は復興庁の副大臣もやっておりますので、復興交付金の中で福島県にお金をおろしています。その中で各施設から市町村を通して県に要望があったとき、これは福島県で対応していると私は考えておりますが、一応、今日復興庁のほうに確認をさせていただきたいと思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

○無藤部会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問等に関してでございます。

まず冒頭、秋田委員から御指摘のございました 27 年度から 29 年度にかけての対応ということで、量、質のバランスでございますとか、あるいは都市部と地方のバランスというようなことについての御指摘をいただきました。奥山委員または井奥代理人からもほぼ同様な御指摘であったかと認識してございます。

今回、29 年度の所要額を積算した理由につきましては、前回の繰返しになりますけれども、税制抜本改革法に沿って消費税率のひき上げが予定どおり行われた場合に、その税収が満年度化しますのが 29 年度であるということ。それから、保育ニーズのピークを 29 年度末と見込んでいるということによるものでございます。29 年度におきましては子ども・子育て支援の財源として、消費税込から 7,000 億が充てられるということとなっておりますので、現行の議論としてはそれを前提とした御議論をお願いしているわけでございます。

27 年、28 年につきましては、まず税収の中でもそこは社会保障の充実安定化にどの程度配分をするのか、また、その中でも子ども・子育て支援の分野と介護、医療等との分野でどういった形で配分をしていくのかといったこと等、各年度の予算編成過程で決まってしまうものでございますので、その中で適切に判断していくことになろうかと思っております。都市部と地方の関係で言えば、確かに試算上は待機児童の対策のお金というのはかなりの部分を占めてはございますけれども、量拡充の中におきましても地域の子ども・子育て支援事業等で 1,000 億程度の見込みをしております。これは都市部にかかわらず、全地域共通の課題だろうと認識しておりますし、また、8%財源を活用いたしまして 26 年度に実施をいたします保育緊急確保事業におきましても、待機児童解消対策と各市町村が新制度で地域子ども・子育て支援事業になる事業を先行的に取り組むといったことについての支援をしていくという 2 本立てで取り組んでいるというところでございます。

いずれにしましても、そのあたりバランスよく先生方の御議論を踏まえながら対応をしていく必要があるだろうと考えております。

○橋本保育課長 それでは、私から幾つかお答えしたいと思います。

橋原委員から資料 1 の 13 ページのところがございます、保育認定の 2 区分に応じた対応のところの※印で書いてあります数字につきましてはの考え方ということで御質問があったかと思えます。こちらにつきましては保育所におきます保育標準時間認定を受けたお子さんにつきまして、全員の保育士がべたで 3 時間張りつくというふうな考え方で人件費から積算をいたしまして、それに全体の中での標準時間認定のお子さんの推定比率をかけ算した形で出したものでございます。

その次の保育短時間認定の利用者負担を、保育標準時間認定の 95%程度とした場合の対応につきまして、これを公費で補填する趣旨ということかという御確認もございました。

これはどの程度の軽減をするかというところは今後の調整、議論だと思っておりますけれども、仮に5%というふうに仮置きをした場合には、このところが利用者負担額を軽減することは、逆にその分は公費負担分が増えるということでございますので、そのところに係る公費としての所要額をここに計上したものであるということで、御理解いただければと思います。

続きまして、佐藤秀樹委員から資料2の33ページかと思えます。こちらの3つ目の○にあるところ、認定こども園のところにつきまして教育標準時間認定を受けることと、子どもの人数と保育認定を受ける子どもの人数を分けて設定するというところでいいのだろうかというところの御質問をいただいたかと思えます。委員がおっしゃいましたように幼保連携型認定こども園という形に移行する場合におきまして、1号認定の定員を設けるということが必須の要件とはされていませんので、2号定員、3号定員のみでの幼保連携型認定こども園というものも想定されますけれども、その場合にはこの中で教育標準時間認定を受ける子どもの部分がゼロとなりますので、2号認定、3号認定の子どもの人数で定員をカウントすればよいということで理解をいただければいいかと思えます。

62ページ、減価償却費と賃借料の取り扱いについての書きぶりでございます。毎回の資料を少しずつ整理しておりますので、微妙に書きぶりが違うような感じを受ける部分もあるのかもわかりませんが、念頭に置いておることが基本的にはこの対応方針案の中に書いてあるようなことをずっと念頭に置いて記載してきたつもりであります。このところ公定価格に組み入れるという言い方でしてきたところだと、加算という言い方との関係でおっしゃっているのかと推察いたしますけれども、加算にするのか基本額の中に入れるのかというところは極めて技術的な部分だと思いますので、公定価格の体系の中に組み入れる、つまり公定価格の中で算定することを可能にするという趣旨で従来書いてきたものを、このところで加算という、より明確な形でお示ししたと御理解いただければと思います。

上乗せ徴収との関係におきまして、入園料というものはどうなのかというお尋ねもございましたが、入園料も上乗せ徴収の1つというふうに理解しております。

高橋委員から104ページの上から3つ目の○でございますが、低所得者世帯を始めとする地域の子どものがというところにつきましての具体的にどうするのかというお尋ねがございました。上乗せ徴収につきまして、その上の2つの○でございますようなルールにのっかって、それぞれの園が判断し、保護者との説明、同意を得た上で設定していくことになるわけでございますけれども、中にそういった上乗せ徴収に対応できない所得の世帯も考えられるという中で、公立施設におきまして例えば上乗せ徴収を行わない形で受け入れを行うという方法も考えられるところだと思いますし、また、措置制度という形で行政の意思としまして、園のほうに入園をさせるという形を対応としてとるということも福祉の対応の中としては可能でございます。そういったものを保育の制度の中につきましては措置制度の活用もあり得るということになろうかということで、ここに書かせていただいたも

のでございます。

具体的にこれをどういうふうに運用するかというのは、個々の状況に即した市町村の判断ということになろうかと思えます。

それから、古渡委員から検査費用のことについてお尋ねがございました。先ほど副大臣からコメントもございましたけれども、現状におきましては安心こども基金の中で給食についての検査費についての対応をいたしております。これを26年度予算案以降におきましては東日本震災復興特別会計のほうに移しまして、そちらのほうで引き続き措置をしたいと考えております。

北條委員から資料の97ページのところでございますが、この定額利用者負担というところにつきましてのお尋ねがございました。これは定額か定率かという意味で定額というふうに書いているものでございますが、現行の保育料の考え方も定額の考え方でございますので、考え方そのものは同じでございます。ここの記載のところが新制度の中だけ定額と書いてあるので誤解を受けた部分がございますが、そういうことでございます。

用語の使い方の中で保育料、費用徴収基準、保育単価あるいは保育所運営費、委託費といったことについての違いについてのお尋ねがございました。保育料という場合には保育所の場合にも、幼稚園の場合にも、一般的にそういった保育にかかる費用を親からいただくことにつきまして、保育料という言い方をすることが多いかと思えますが、保育制度について考えますと、これは費用徴収という法律上の位置づけがございます。ですので費用徴収という名のもとに保育料をいただくことになろうかと思えます。ですので保育料というものがより一般的な名称として使われている言葉でございますが、児童福祉法の中でも法律用語として申し上げれば費用徴収でございます。

保育単価というのは、子ども1人当たり月額で幾ら園のほうに保育所運営費としてお支払いをするかということを示す用語でございます。

保育所運営費は現行の保育制度のもとにおきまして、保育所に対して毎月お支払いをする運営費のことを指しております。委託費と書いております部分は保育所運営費も一般論としては委託費の一種でございますけれども、新制度の中で私立の保育所に対してお支払いをする委託費をどういうふうな名称で名づけるかというところは今後の話でございますので、一般的な名称である委託費という書き方をさせていただいているところでございます。

山口委員から退職金の制度につきましての御意見の表明がありまして、こういったことはほかにもあるのかというお尋ねがございました。それぞれ設置主体に着目する形で制度が組み込まれているものがたくさんございますので、それらがどういった形のもをこういったものとして念頭に置くかによって違ってくる部分もあろうかと思えます。網羅的にどの部分がほかにあるのかということについては、私もお答えは難しゅうございます。

渡邊委員から、障害児の受け入れの関係でのお尋ねがございました。今回、障害児の関係におきましては資料1で申し上げますと1つは14ページのところに小規模保育の体制

強化というところの3つ目の項目がございますが、地域型保育事業におきます障害児の受け入れに対する充実ということを盛り込む。それから、15ページのほうにいきまして地域の子育て支援あるいは療育支援というところにつきまして、これの3つ目のところに障害児等の受け入れということにつきまして、主幹教諭あるいは主任保育士等を補助する非常勤の者を配置する費用を入れ込めないかといった対応策をこの中で盛り込んでいるところがございます。渡邊委員がおっしゃいましたように、59ページのところがございます保育所等訪問支援という新しい事業が障害児支援の体系の中で新たにスタートしたところがございます。こういったものとの連携をしっかりと図っていく上でも、先ほど申し上げましたような障害児を受け入れている施設への補助者の配置なども有効な策となるのではないかと考えておるところでございます。

以上でございます。

○竹林少子化対策企画室長 私からは2点お答えさせていただきます。

1つは北條委員から、在宅で子育てをしている家庭に対する支援あるいはワーク・ライフ・バランスについての御質問がございました。

御案内のとおり、地域子ども・子育て支援事業として13の事業が法定されておりますが、その多くのは全ての家庭を対象にしているものでございますし、実際、地域の子育て支援拠点事業でありますとか、一時預かり事業でありますとか、満3歳未満の在宅で子育てをされている家庭に対する支援が中心になっている事業がございます。これらの事業につきましても消費税を投入いたしまして、量の拡充、質の改善両方に取り組んでいくこととしております。

また、ワーク・ライフ・バランスにつきましては重要な課題でございます。政府全体として進めているところがございます。例えば一例を挙げますと今回の通常国会におきましても企業での両立支援の取り組みをさらに進めるために、平成26年度末が期限となっております次世代育成支援対策推進法、こちらにつきましても10年間さらに延長するための法案を先般、国会に提出したところがございます。その件につきましては、子ども・子育て会議のほうでも何回か御報告をさせていただいております。

育児休業給付につきまして従前、休業前賃金の50%支給という制度でございましたけれども、男女ともに育児休業を取得することをさらに促進するために、それぞれお父さん、お母さん6カ月ずつこの給付率を67%まで引き上げる。このような法案も先般、国会に提出したところがございます。

もう一点、渡邊委員から障害児支援の関係で利用者支援事業についてのお問い合わせもございました。この事業につきましては新しい事業ということで、この場でもいろいろ御議論いただいて、先般、内容を固めたところがございますけれども、御案内のとおり個別の家庭のニーズに応じて適切な施設、事業を紹介していく、あるいは地域のネットワークをつくっていくというような仕事でございます。市町村に置かれる特定型というタイプのものも創設しようとしております。当然、障害児について個別の家庭の事情把握をして、

適切な施設事業、これは支援法にとどまらず、さまざまな事業、施設を紹介できるという事業でございますので、このような事業の活用も考えられるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、お願いします。

○蝦名幼児教育課長 1点だけ、先ほどの御説明の中で上乗せ徴収と入園料の関係で少し補足をさせていただければと思いますが、今回、公定価格が導入されて標準的な教育・保育に必要なお金が公定価格の中に含まれる。上乗せ徴収についてはここに含まれず、また、実費にも該当しないものとしてお取りをいただくこととなります。入園料という名目でこのような性質のものとして、今後施設がとっていくということはあるだろうということでの答えだということでございます。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 時間が来ている中で済みません。御答弁ありがとうございます。

その上で意見ということで言わせていただきたいのですが、そもそも保育の必要性の認定を受けた子どもも、受けない子どもも、市町村の関与のもとで保護者がみずから施設を選択し、正当な理由がある場合を除き、施設には応諾義務を課すということが新制度の1つのポイントだろうと考えるのですけれども、保護者が躊躇してしまっている時点で実質的には当該施設からは応諾義務が外されているという結果になるのではないかと思います。新制度に移行する以上、公定価格で運営される以上、上乗せ徴収額を減免するなど施設側が努力すべき部分も大いにあるのではないかと思います。

いずれにいたしましても、大原則に照らして、経済状況によって保護者及び子どもの選択肢が初めから制限されることはあってはならないと思います。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

北條委員、簡潔にお願いいたします。

○北條委員 竹林室長からのお答えでしたが、私が伺っているのはそういうことではありませんので、急に伺いましたから、今日御無理であれば次回で結構ですけれども、家庭で保育をする3歳未満児に対する支援の充実、ワーク・ライフ・バランスの実現、これをこの会議、この子ども・子育て会議で一体いつ取扱うのか。

前にこの意見を申し上げたとき、ここで前向きにやっていきましょうということになっているわけですから、やらないという御返事は困りますけれども、いつやるということをお教えいただきたいということです。次回で結構です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、今日はここまでにさせていただきたいと思いますので、次回の日程につきまして事務局からお願いいたします。

○長田参事官 次回でございますけれども、3月12日水曜日、15時から18時ということで子ども・子育て会議基準検討部会を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、第15回「子ども・子育て会議基準検討部会」を終了いたします。お疲れ様でございました。

～ 以上 ～